



〈資料〉府県における法務担当職員と紛争処理(一) : 損害賠償交渉過程資料(三)

松本, 浩平
宮澤, 節生
西原, 道雄
檉村, 志郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 39(1):165-268

(Issue Date)

1989-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004749>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004749>



府県における法務担当職員と紛争処理（一）

損害賠償交渉過程資料（二）

松本 浩平・宮澤 節生（編）
西原 道雄・櫻村 志郎

目次

はじめに

一、法務処理機構と紛争処理過程の概要

（一）法務処理の中核部局

（二）損害賠償に関する交渉・処理のプロセス

（三）紛争処理の基本方針

（四）議会との関係と専決処分

（五）決裁の経路

（六）弁護士選任

（七）損害賠償額の算定基準

（八）賠償責任保険への加入

（九）マニュアルの作成・利用

（一〇）知事部局以外の部局における紛争の処理

（一一）法務担当者の研修等

二、一次資料（抜粋）

（一）A県

（二）B県

（三）C県

(四) D 県 (以上本号)

(六) F 県

(五) E 県 (以下次号)

(七) G 県

はじめに

本稿は、文部省科学研究費補助金（一般研究 A・昭和六一―六三年度・課題番号六一四一〇〇一三）による調査プロジェクト「損害賠償交渉過程に関する法社会学的研究」（代表、昭和六一―六三年度・宮澤）のデータのうち、府県における損害賠償交渉の機構と過程に関するものを、中間報告として提供するものである。同一調査の資料としては、すでに本誌三七巻二号に市レヴュエルでの状況に関するものがあり、同じく三八巻四号に、企業に関する報告がある。

調査は、一九八六年夏から、一九八八年夏にかけて、面接で行った。対象自治体は、当初、最近数年間報道の対象となった事件を経験したものを抽出する形で行われた。しかし、具体的事件を前提とする形で必ずしも調査への協力がえられず、また具体的事件を前提としない一般状況の把握でも、自治体法務に対する外部研究者による研究の現状では、なお一定の価値をもちうると思われたので、最終的には、きわめて機械的な選択を行うことになった。すなわち、具体的事件が報道された都府県のほか、西日本の府県を交渉対象に加え、結局、一〇都府県の面接調査を行った。このような我々のデータは、計量的分析に耐える数や、代表性はもっていない。しかし、自治体間に存在しうる変動の相当部分を捕捉しうる程度の多様性は確保しえたといえよう。

東京都をのぞき、ほとんどの府県で録音が許可されたので、そのつど原稿に起こし、一件ごとに点検を求め、修正後さらに公書への許可を求め、その段階でも修正・削除を要求されればそれに応ずるといふ、きわめて慎重な手続き

を踏んだ。しかも、途中で、担当者の交替が多く、自治体で生じた。その結果、本格的分析以前のデータ確定に、予想外の時間を要した。ここで提示するのは、一九八九年一月現在でデータが確定し、公表許可がえられた、七府県に関するものである。以下では、匿名を維持するため、すべて「県」と呼ぶことにする。

七つの「県」は、人口規模順に、A～Fと名づける。それぞれの人口規模は、A県、B県、C県が四〇〇万人以上、D県が二〇〇万人以上四〇〇万人未満、E県、F県が二〇〇万人未満である。

分析の主な対象は知事部局に関するものであるが、B県については教育委員会総務課行政係（行政委員会における法務処理中枢部局の例）、C県については土木部河川課管理係（原課における法務処理中枢部局の例）のデータも得られたので、それぞれ付加することとした。

これまでの二回の報告と同様に、前半では、自治体間の比較が可能な形でデータを要約し、後半で、面接データを中心とする一次資料の一部を提示する。データの収集・整理の過程で多くの学生諸君の協力をえたので、その氏名をケースごとに示すほか、神戸大学法学部研究助成室助手の鶴谷一美さんと、同資料室助手の西塚有紀子さんの名を記して、感謝の念を表したい。（一九八九年三月）

一、法務処理機構と紛争処理過程の概要

以下、一一項目にわたって結果を要約する。そのうち、項目（七）損害賠償額の算定基準、項目（八）賠償責任保険への加入、において、各県の使用している資料名に関しては、面接調査後の回答により判明したものについては特定名称を記載したが、それ以外については面接調査の回答の文言に忠実に要約した。

(二) 法務処理の中枢部局

A 県 ○ 総務部法規担当課訟務担当係 (仮称)

○ 人員四名 (係長一名、係員三名)

○ 職務内容

○ 訴訟事務の全庁的な調整、法務相談 (顧問弁護士に依頼) の実施、研究会の開催。

○ 係員三人が指定代理人になる (一人二〇件前後の事件を担当している)。

B 県 ○ 文書課訟務担当係 (仮称)。県の機構上、部外課に属する (総務部には属さない)。

○ 人員五名

○ 職務内容

○ 事務処理要綱 (昭和四一年) に基づいて、農地事件を除くすべての訴訟 (訴え提起、応訴) につき、主務課 (当該事件に係る事務を所掌する課または室) と協議してこれを処理する。 (訴訟については、各部局ごとに対応がなされる。)

○ 顧問弁護士、特別担当弁護士を所管する (依頼、相談、顧問弁護士に関する庶務を行う)。訴訟代理人とする決定は、知事公室長が行う。

○ 法務処理の中央集権化、システム化については、現段階では考えていない (訴訟などの法務は、行政本来の業務ではないという考えから)。

※ 以下の B 県についての要約は、特に明示しない場合には、文書課訟務担当係に関するもの、ないしは県の紛争処理体制一般に関するものである。

○教育委員会総務課行政係

○人員三名。

○職務内容

○どこが原課になるかを決定する。

○弁護士を選任につき文書課（知事部局）と協議、原課へ連絡、その他。

C県○総務部県政情報課法制係

○人員五名

○職務内容

○条例案の審査。法令等の解釈その他法制意見の提示。

○「配属期間」通常五年。係長以上は二―三年で異動。

※以下のC県についての要約は、特に明示しない場合には、県政情報課法制係に関するもの、ないしは県の紛争処理体制一般に関するものである。

○土木部河川課管理係

○職務内容

○土木部河川課で起きた紛争の処理にあたる。ただし、日常的に法律案件を扱っているわけではない（時間的には僅か）。弁護士にまかせている。

D県○総務部総務課訟務担当係（仮称）

○人員七名

○職務内容

○条例、規則等の審査、訟務関係、公益法人関係、文書指導。このうち、条例、規則等の審査が大きなウェイトを占める。

○「配属期間」異動については、普通の職員ローテーションと同じ（三十五年）。

○「法務担当者の専門性について」まず原課で実務経験を積んだ上で、訟務担当係へ入るほうが望ましい（回答者の意見）。

E 県○総務学事課法制係

○人員五名（係長一名、係員四名）

○職務内容

○訴訟事務に関して、原局の合議先となっている。

○「配属期間」三年程度で異動。あまり専門的になるよりも、法制係で身につけた知識を、各分野で生かすことが望ましい。

F 県○学事文書課法令係

○人員四名（係長一名、係員三名）。学事文書課全体では二〇名。

○「配属期間」職務の専門性が比較的高いため、他の部署に比べて配属期間が長くなっている。

G 県○総務部総務課法規訟務係

○人員五名（係長一名、係員四名）

○職務内容

○訴訟事務の総合調整を行う。その他に、条例、規則等の立案、審査および公布に関することなど。

○顧問弁護士への相談、依頼の窓口となっている。

○「紛争の統計」係争中のものについては把握しているが、特に統計はとっていない。基本文書は原課で保管している。

○「配属期間」異動のローテーションは三年くらい(県では平均的な年数)。特に専門職という意識はない。

(二) 損害賠償に関する交渉・処置のプロセス

A県○図Aに全体的な流れを示す。

○「原課レベルでの対応」相手方との交渉には、通常、担当部局あるいは担当の出先機関があたる。原部局で解決可能なものについては、原部局で解決。

○全庁的に考える必要がある問題については、法規担当課と協議。

○職員で対応しきれない問題については、原課、法規担当課両課が、相談の手續きに従って、顧問弁護士と相談。
○「応訴の場合の対応」原課、法規担当課で協議し、方針を検討する。法規担当課長、法規担当課訟務担当係員、担当課の課長あるいは係長が出席する(出先機関に係わるものは、出先機関の担当係長も出席する)。協議は、判決の後にも開催され、敗訴の場合の対策を検討する。

B県○事件が発生した場合、一般に、まず所管の部局が対応する。

○訴訟前の和解の場合、文書課は、議会提出用の起案や和解条項の法的な面でのチェックは行いが、現実には和解事務に関与することはない。

○訴訟に至った場合には、原課と文書課とが共同して対処する。

○道路管理関係の紛争における土木部道路補修課の対応

○出先機関である土木事務所が、最初に事故、苦情等に対応する。

○土木事務所長が、当該事故が管理瑕疵に起因するようなものであると判断した場合には、道路補修課管理係等本庁の所管課へ報告し、事故報告書を土木部長へ提出する。

○以後は、管理係が対応する。

○教育委員会関係の法務における教育委員会総務課行政係での対応（争訟事務の処理過程全体については、図B参照）。

○争訟事務の処理にあたっては、原課主義を採用。

「原課主義」本庁担当課（総務課にあつては係）に争訟事務を行わせる（責任の明確化と事件の防止のため）。
原課決定権限は総務課長にある。

「現地（発生地）主義」争訟の発生した機関が争訟の当事者として、争訟追行に必要な事務を原課の指示に基づいて処理する。

C 県 ○訴訟以前の法律相談は行いが、訴訟後は各課が対応する。

○判例検索につき原課から相談を受ける（建前としては原課が調べる）。

○訴訟案件については各課の担当係が対応する（賠償額の算定を含む）。

○各課担当係で処理可能な場合は、職員を指定代理人として対応する。

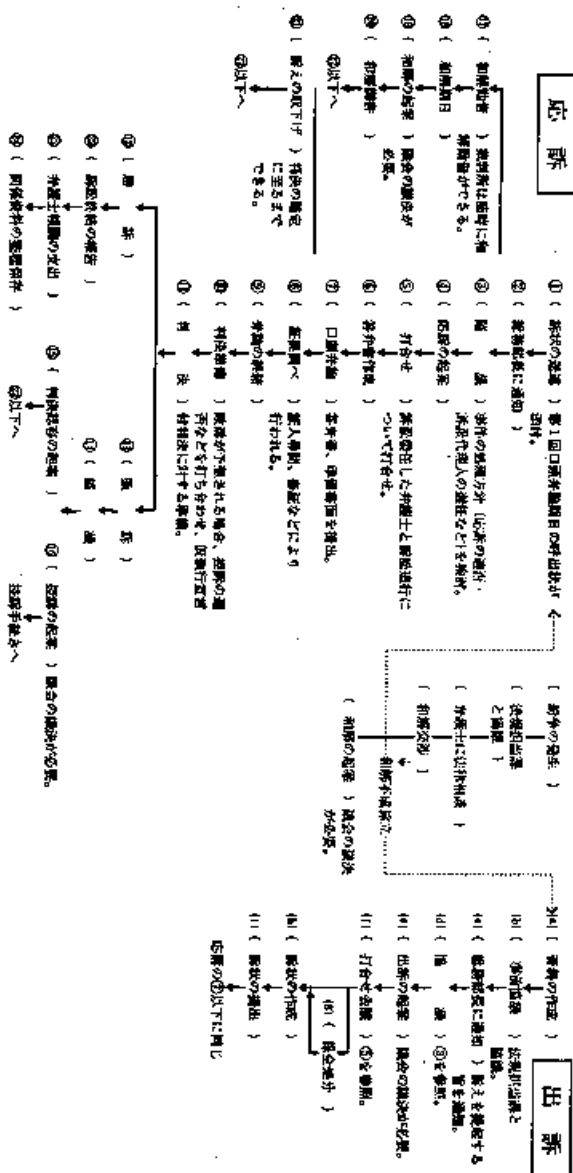
○事案が複雑な場合には、各課で契約する顧問弁護士に依頼する。

○紛争の結果報告は、各課からは受けない。県下における紛争統計なし。

D 県 ○原課処理が基本。

○紛争について訟務担当係へ相談を促す旨の指示はしていない。

流れの事務訴訟

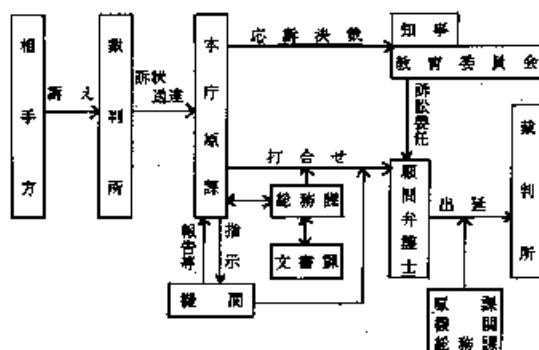


図B B県教育委員会における交渉・処理過程

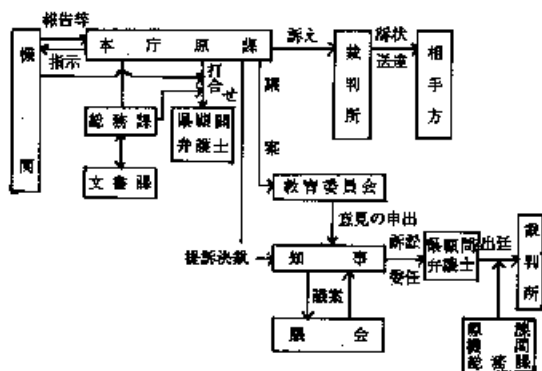
1. 裁判所の手続

(1) 県または教育委員会が当事者の場合

ア 県又は教育委員会が被告の場合



イ 県が原告の場合



○法令相談の書式なし。

○原課の職員（所管課の課長、係長、担当職員の三人の場合が多い）が指定代理人となる。ただし、指定代理人のみで訴訟を進行することは少なく、弁護士や法務局検事と協力する。指定代理人の職務の内容としては、答弁書作成に当たっての事実関係の調査や裁判関係の事務処理等、弁護士の補佐的なものを中心。

○弁護士への相談については訟務担当係を必ず通す。

○機関委任事務に関して発生した民事訴訟の場合、法務局と協議することもある（県としては、顧問弁護士を立てるという形で対応しているケースが多い）。

E県○具体的な訴訟事件になった場合には、担当職員を配属してこれにあたる。

○弁護士に依頼する場合であっても、書面等の準備は、職員（指定代理人）が担当する場合が多い。

○指定代理人には、原則として、法制係から係長と担当一名、主務課から関連のある課の課長代理、担当の係長、担当者の合計五名があたる。

○道路の管理瑕疵に関する事案等については、道路整備課が対応する（ただし、総務学事課の合議を受ける）。

F県○賠償額の決定等の最終的な判断は原課が行うが、それに際して、学事文書課と共同作業という形をとる。判例や、保険の基準にあてはめたり、弁護士や保険会社の意見を聞いたりして、被害者からの要求額と県の責任、事故の内容・程度等を総合的に考慮して、県側の見解を提示する。このような過程を繰り返して、落ち着いたところで合意する。その際、必要があれば他府県や国に照会することもある。

○弁護士の選任については、担当課から依頼を受けて、学事文書課が候補を選び、知事が決定する。

○指定代理人には、通常は主管課の係長と学事文書課の係長があたるが、大きな事件については、課長または課長補佐があたることもある。

G県○示談、和解等の訴訟前の解決は原課の判断による。これは、原課が事件を直接熟知しており、また、訴訟が土木、税務等の特定の部門に偏っており、原課の方が詳しいという状況になっていることによる。

○「提訴・応訴の場合」原課と弁護士との仲介をする。原課が直接弁護士に面接し、特に必要のない限り、法規訟務係は立ち会わない。訴訟提起後は、原課がすべて対応する（公判のつと原課から経過報告を受ける）。

○「事故処理委員会」自動車事故については、事故処理委員会の制度があり、そこで損害額や過失割合等について県側の考えをまとめ、示談交渉を進める。会長には総務部長があたる。当委員会のメンバーは、①人事課長、②財政課長、③総務課長、④出納局管理課長、⑤県職員組合書記長、⑥現業職員協議会長、副会長ならびに事務局長、⑦事故を起こした職員の所属課等の長、⑧地方機関における事故においては、当該機関を所管する本庁の主管課長である。

（三）紛争処理の基本方針

A県○内容について、合理的な理由が必要であり、和解ということは少ない（全面的勝利を求める）。

B県○裁判に至った場合には、途中で和解という形で解決するよりも、明確な決着を重視する。法的責任の所在が不明確である場合や、賠償額が妥当性を欠くと思われるような場合には、和解という形で譲歩することはない。

○支出が保険によりカバーされるからといって、責任判断が緩やかになるということはない。

○「見舞金名目による支払いについて」見舞金を出さないわけではないが、理由の説明が必要なため、支払いやすいというものではない（回答者の意見）。

E県○県の行政一般にかかわる問題については妥協しない。例えば、県行政全般に影響するような判決に対しては、

賠償額の多寡にかかわらず控訴する。

(四) 議会との関係と専決処分

A県○和解は議決事項となっている。

○交通事故で自賠償の範囲内（二、五〇〇万円）のものについては、委任専決（専決とは異なる）。

B県○和解は、すべて議会の議決事項。

○交通事故で自賠償の範囲内（二、五〇〇万円）のものについては、委任専決（専決とは異なる）。

○緊急を要する場合など特殊な場合については、知事専決がある（各都局が個別的に判断、起案する）。

C県○損害賠償案件については、和解、訴訟とも、賠償額の多寡にかかわらず議会にかける必要がある。ただし、次の期に議会まで待てない場合には事案の軽重によらず地方自治法一七九条による専決。

D県○提訴、上訴、和解については議会の議決が必要。自動車事故等による損害賠償の額の決定は知事の専決事項。

E県○知事専決の範囲は、一件五〇〇万円以下のものに係る和解および損害賠償の額を定めること。五〇〇万円は県の実際の負担額（保険により支払われる額は含まれない）。

F県○法律上の義務に属する三〇万円以下の損害賠償額（自動車事故の場合三〇〇万円以下）の決定は、知事の専決事項。交通事故の場合の三〇〇万円は、自賠償を超えて県が支出する額（いわゆる持ち出し部分）である。

G県○法律上の義務に属する一〇〇万円以下（自動車の運行に係るものにあつては五〇〇万円以下）の損害賠償の額を定めることは、知事の専決事項となっている。

(五) 決裁の経路

A県○訴訟方針(和解、上告等)は、原課、法規担当課協議の上、一応の方針を定める。

○法規事務担当課と協議の上、議会に付議すべき事項は、知事決裁。

B県○訴訟に至らないトラブル等で、原課限りで処理されるものもある(訴訟に至らないトラブル等にあつては、決裁経路として文書課を通るか否かについて、明確なルールは存在しない)。

○和解の場合、原課が作成した起案や和解条項を文書課に合議し、知事が決裁する。

○「教育委員会に関する訟務について」

○教育委員会内部での意思決定については、額・紛争内容に拘わらず教育長が決裁する。知事部局との関係では、文書課が、案件の性質に応じて、知事公室長による決裁か知事による決裁かを判断する。

C県○決裁はすべて知事まで通る。実質的な判断は原課の係長レベル。

D県○訟務関係の案件は、すべて知事が決裁を行う。案件についての合議先は、総務課であるが、職員を指定代理人とする場合には人事課が、弁護士費用等の支出を伴う案件である場合には財政課および会計課が合議に加わる。

E県○争訟(訴訟)事務の場合、すべての事案について、県の最終的な意思決定は総務学事課長(合議先に指定されている)の意見を聞いてなされる。

○決裁は、事務内容に応じて、各部(原局)の部長がなす。具体的には、以下のようなことになる。

①訴えの提起または応訴に係る方針の決定は、知事決裁。

②①のうち軽易なもの及び告発の決定は、部長決裁。

③①での決定に従って、どのような事務処理をなすかについては、部長の見解を聞く。

④和解は、知事決裁。ただし、道路の管理瑕疵による事故に関するもので、一件五〇〇万円以下のものについては、部長が決裁する。

⑤行政不服審査法に基づく不服の申立てについての決裁または決定は、部長決裁。

⑥⑤のうち、重要なものについては、知事の決裁を要する（例えば、県政の根幹にかかわる大きな異議など）。

⑦損害賠償の請求に関する決定は、知事決裁。これは、職員に対する賠償請求の問題であり、極めて特殊な事項で、今まで経験はない。

F県○原課が弁護士の見解、（損害額につき）保険会社の意見、学事文書課との相談を加味して、部長レベルで一応の方針を決め、知事へ持ち上げる。保険会社との交渉には、原課の係長クラスが当たる。

G県○原課が起案し、訴訟手続と法的な面での内容の適否につき、法規訟務係で合議したうえ総務部長へ上げ、知事に至る。

○訴訟の方針については知事の決定事項であるが、その他の実施段階については各部長となっている。争訟事務（行政不服審査法に基づく行政不服審査に関する事務は除く）の合議先および決裁権者については以下のようになっている。

①訴の提起または応訴に係る方針の決定は、合議先が総務部長で、知事決裁。

②訴の提起および応訴後の処理は、合議先が総務課長で、各部長決裁。

③告発の決定は、合議先が総務部長で、副知事決裁。

④和解の処理は、合議先が総務部長で、副知事決裁。

⑤争訟に係る受任者または代理人の指定は、合議先が総務課長で、各部長決裁。

(六) 弁護士を選任

A県○顧問弁護士制度あり。平成元年五月現在九名。地位は非常勤嘱託(特別職の地方公務員)。

○「報酬等」月額報酬を支払う。訴訟依頼の場合の費用は、別途、事件毎に支払う。

B県○現在五名の顧問弁護士に加え、特別担当弁護士を二名おいている。

①顧問弁護士は、「顧問弁護士設置要綱」により、特別職の公務員として知事が委嘱。

②専門分野への対応を考慮して、顧問弁護士制度を補足するものとして、特別担当弁護士を設置。「特別担当弁護士設置要綱」(昭和五三年九月より実施)によれば、専門分野として、医療、環境保全、労務管理につき各一人を予定。現在のところ、前二者につき設置している。

○教育委員会総務課行政係

○弁護士を選任については、総務課が文書課(知事部局)と協議して決定。報酬額等についても文書課が所管。

○平成元年二月現在二名の顧問弁護士に事件を依頼している。

C県○各課が弁護士と、そのつと契約。

○県職OBの弁護士(県庁所在地で開業二名)への依頼が多い。その他、審議会の委員をしている弁護士に依頼する場合もある。

○土木部河川課管理係での事例

○弁護士報酬契約は管理係で決め、財政課で査定を受ける。基準の統一が図られている。

○「弁護士費用の支払」着手金・報酬金については、予備費を補充して執行。日当・宿泊費関係については、報酬費ということで、管理係のほうで見込んで予算請求をする。

D 県○顧問弁護士現在三名。

○地位は非常勤嘱託。

○「報酬等」月額報酬を払っている。着手金および終結金（訴訟の終結に際し、勝訴、敗訴にかかわらず支払われる謝金）について基準あり（昭和六〇年四月実施）。

○相談については、必ず訟務担当係を通す。実際に、相談を受けるのは、事案にもよるが、大体は原課である。

○事件ごとに要する弁護士諸費用は、所管課から支出する。

○医療過誤関係で、顧問弁護士以外に委任している事件がある。

E 県○顧問弁護士制度なし。事案ごとに選任するが、実際にはある程度特定の弁護士に依頼している。

○弁護士に対する着手金、謝金は予算として計上する（必要があれば予備費対応）。日当、旅費等の費用は各主務課の負担になる。

F 県○顧問弁護士制度なし。事件ごとに依頼する。行政委員会の委員であったり、県議員であったりして、行政に詳しい弁護士に依頼する（弁護士は大体決まっています、総勢六、七人程度）。

○報酬は、当該部局の負担。ただ、弁護士の補助的な仕事を県がかなり行うので、実際にはあまり大きな負担にはなっていない。

G 県○顧問弁護士二名。顧問弁護士には、相談役としていろいろな法律相談に乗ってもらう。そこでは、大きな事業において締結する契約内容の解釈等、訴訟にならないものが多い。訴訟の際には、それぞれの課で個別に弁護士（顧問弁護士に限定されない）を依頼する。

(七) 損害賠償額の算定基準

A 県 ○自動車事故について、(財)日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準」を参考にしてゐる。

B 県 ○(財)日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準(二〇訂版)」(昭和六〇年)を使用。慰謝料判定が難しいものについては、弁護士に相談。

○土木部道路補修課管理係では、建設省道路局編「道路関係例規集(ぎようせい)」を利用。不明な事案については、訟務担当係に相談する。

○教育委員会総務課行政係

○(財)日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準一〇訂版」(昭和六〇年)を利用。

C 県 ○賠償額の算定は、原課において行う。

○交通事故の場合、過失相殺の割合などについての算定基準あり。裁判所、日弁連、東京地裁のものを併用している。

○土木部河川課管理係

○算定基準なし。そのつと弁護士と相談。

G 県 ○損害賠償額の算定に用いる資料は、(財)日弁連交通事故相談センター「交通事故損害額算定基準」(昭和六〇年一月一日)、「交通事故損害賠償必携」(新日本法規、昭和五六年五月一五日)、「別冊ジュリスト No. 94・新交通事故判例百選」(有斐閣、昭和六二年九月二二日)、「ジュリスト増刊総合特集42・自動車事故」(有斐閣、昭和六一年三月二五日)。

(八) 賠償責任保険への加入

A 県○自動車については、自賠責のみ。

○医療事故保険に加入。

B 県○自動車については自賠責のみ。道路管理関係については、議論があったが未加入（保険会社と交渉したが、結局は未加入）。医療過誤関係では加入している。

○教育委員会総務課行政係

○学校事故につき、日本体育・学校健康センターのものに加入。

C 県○自動車については自賠責のみ。道路損害責任保険（昭和六三年より加入予定）、県立学校管理者賠償責任保険に加入。

D 県○各部署ごとに統括しており、訟務担当係では把握していない。

E 県○自動車については自賠責のみ。

F 県○自動車については自賠責のみ。全国市有物件共済会に相当するものに加入。道路関係は、一〇年ほど以前の事故がきっかけで道路保険に加入。学校事故については未加入。ボランティア保険は、行事のつどかけている。

G 県○自賠責のみ。

○建物についての火災保険は、財政関係の課で手続きをしている。

(九) マニュアルの作成・利用

A 県〇「訴訟事務の手引」を作成している。

B 県〇文書課がマニュアルを作成したり、他課に対して紛争処理につき一般的な要望をなすということはない。各課独自に作成するマニュアルはある(後出・教育委員会参照)。

○事務処理明確化のための文書作成や研修については、手が回らないというのが実情である。

○教育委員会総務課行政係

〇マニュアルとして、「争訟実務必携」(昭和六一年)がある。これには、報告のための書式等が含まれている。

E 県〇道路管理課の場合には、責任の有無に関して、建設省の出している道路関係の命令規集、判例集により、ある程度の判断が可能。

G 県〇総務部人事課が交通事故処理の指導のためのマニュアル「交通事故処理の手引」(昭和六一年)を作成し、各所属へ配布している。

(一〇) 知事部局以外の部局における紛争の処理

A 県〇法規担当課が関与するのは、弁護士を選任等の協議。

B 県〇弁護士を選任等については、教育委員会(総務課)も文書課と協議する。

D 県〇公営企業についても、知事部局と同様の処理をする。

○警察本部、および教育委員会については、知事部局の所管となる事件を補助執行する場合以外は、総務課総務

担当係は関与しない。

○その他の行政委員会については、総務課訟務担当係は関与しない。

E 県○訴訟に関する事務はすべて総務学事課への合議が必要とされており、知事部局以外の部局についても同課法制係が関与している。

F 県○学事文書課は、教育委員会、警察関係は所管していない。

G 県○総務課法規訟務係は、知事部局以外の部局については関与していない。

(一) 法務担当者の研修等

A 県○訟務研究会を開催する。

○土木事務所では担当者会議を開催（事故再発防止のため事例報告等を行う）。

B 県○研修については、手が回らないのが実情。

C 県○判例研究会を月に一度開催。地元大学の先生、弁護士、検事、裁判官が参加。

E 県○近隣諸県の訟務担当者が参加する訟務担当者協議会（法務局主催、年一回）において、事例研修等を行っている。

二、一次資料（抜粋）

（一）A県

面接調査記録

A県に関する面接調査は、一九八八年三月一三日に行われた。その関係者は、下記のとおりである。

回答者

総務部法規担当課訟務担当係長

同係員

質問者

榎村志郎

記録

松本浩平（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）

テープ起こし

小山泰史（神戸大学大学院法学研究科博士前期課程）

原稿作成

西本友紀（神戸大学法学部学生）

以下、面接記録の本文である。

答○この資料にA県の一般的な訴訟の対応が書いてございます（前掲・図A参照）。見ていただければ一目瞭然な
 んですけれども、通常は、訴訟が提起される前に、何回も各出先とか本庁の各課が、相手方と交渉をもってい

ます。稀に、突然相手方が訴訟を提起することがあります。

桧村○出先といえます。

答○例えば、土木事務所があります。河川・道路の管理をやっています。道路上で事故が起こりますと、国家賠償法に基づく損害賠償事件が起こってきます。

桧村○たとえば。

答○川でしたら、…（資料に基づき説明）

桧村○ここであがっているもの以外でも、古い事件で係属しているものがありますか。

答○いえ、係属しているものは、一応ここにあげてあります。警察部局とか行政委員会とか地労委などでは、ある程度発生していますが、それらは各部局で担当をお願いしているということで、私の方には訴訟の発生時と終決時に決裁書類が回ってくるというシステムで、基本的にはタッチはしていないという形です。ここであげておりますのは、知事部局の法規担当課が関与する事件です。紛争を扱う出先として、まあ典型的には道路、河川ということでは各土木事務所あるいは他にも色々な事務所がござえます。例えば、行政事件の典型的な例としては、課税処分の不服の関係でしたら、県（税務）事務所というのがござえます。

桧村○県（税務）事務所。

答○はい、そこでは、国家賠償事件は少ないです。紛争事案につき相手方と話し合いをし、その段階で担当の方が、法律のないしは今後訴訟に発展する可能性があるとか、ないしは法律的に難しい事案については、各部に法規主任というの有一名おります。そこに一応相談して、法規主任限りで対応できる、あるいは法律的に解釈できるというものについては、そこで一応解決するんですけれども、もう少し深く考えなければいけないものにつきましては、私どもの方に協議がまいります。そこでも二段階に分かれまして、職員だけで対応できるもの、例え

ばこういう判例があるとか、多分これは判例上こうなるんじゃないか、あるいは学説上こうなっているから、いけるんじゃないか、そのようなことを調べた上で、職員が対応する場合もあります。なおかつ職員だけでは分らない場合もございます。そういった場合には、顧問弁護士に相談するというシステムをとっております。

櫻村○そうですね。

答○顧問弁護士の役割としては、一つは、今言いましたように、我々が日常、行政を行なう上で、職員だけではどうしてもわからない法律事実が出てきたときに、法律的な専門的分野からアドバイスを願うという法律相談の役割と、あともう一つは、実際に訴訟が起こり、あるいは訴訟を起こす場合に、訴訟代理人になっていただくという面です。事案の資料等を作った上で、先生にご相談をいたします。関係各課職員が先生の事務所へうかがい事案の内容を説明して先生にいろいろ教えてもらおう。先生のご意見をうけたまわった上で再度検討する、というようなことでやっております。そういった形の処理システムをとっております。

櫻村○そうすると、まず、土木事務所の例ですと、道路で事故があったとか、落石があったなど、この辺ではあまりないかもしれませんが…

答○まあよくありますのは、道路に穴ぼこがあいていたとか、あるいは昔あったんですけれど、マンホールが五、六センチ高かったので、單車が乗りあげて転倒してケガをした…

櫻村○アスファルトがもりあがったようになっている…

答○ええ、そうですね。まあスピードの出しすぎという要素があるんですけれども、(マンホールが)高かったので転倒されたという事案とかですね。

櫻村○そういう場合のクレームは、まず土木事務所へ来るんですね。

答○ええ、普通は土木事務所へいきます。道交法上の問題で当然警察の方の現場検証があるんでしょうけれども、

そういったものとは別に道路管理者に話があつて、これが国道であるか県道であるか、あるいは市道であるかということ考えた上で、まあその辺は分かりますね、県道でしたらA県が管理しているし、国道でしたら国、国でも道路法によりまして知事が管理している場合もありますけれども、通常は出先の方へ行かれます。直接本課の方へ来られることもございます。

桧村○一県民の方から見ると、道路で事故があつたんだから、道路という名前がついている…

答○そうですね、市役所の方に連絡されている方が多いですね。市役所が、それで、どこで事故があつたんですかという、どこそこの道だと、それなら県道、県に言いなさいとか、それは国道だから国にという形でいくと思います。そしていろんな形で最終的には土木事務所へいく、あるいは直接本課へ来ると、直接来た場合は、本課の方は具体的な事案まで一々把握していませんので、こんな話があつたけれどもそちらの方でどういう情報が入ってきてますかと、事情聴取しますね。

桧村○どこに対して。土木事務所ですか。

答○土木事務所に対してです。報告をあげさせたりしまして、先日こんな電話があつたけれども、どちらのほうへ行くように指示したか、対応したのかですね、そういうことで出先が当事者と話し合いをしてもらうというのが通常のパターンです。

桧村○なるほど。

答○そこで工事の請負の内容とか、あるいは分かったこと、場合によっては警察の現場検証とか、私の方から聞かしていく場合もあるし、相手方が警察へ行つて聞いてこられることもあるし、そういうことで事故の発端や原因がある程度わかると、そうすると、どちらに責任があるかということが、一応分かってくることになります。

桧村○で、法律的に難しそうな事案とかは…

答○そうですね、今まで経験のない事案とか、例えば怪我の程度が低くても、訴訟事案になることもあります。訴額の低い事案については弁護士に頼みにくいという事情もございますので、土木部の本課あるいは私の方の対応になってきます。

桧村○法規主任という方なんです、何名くらいいて、そしてどういう人がやってもらえるのですか。

答○法規主任というのは各部一名で、だいたい、係長になる直前位の中堅の職員ですね。

桧村○おいくつぐらいの方が。

答○大体三〇前後、三〇と考えていただいているかと思いますが。ある程度出先なりの経験があるし、行政の実務の経験もある、法律的にしつかりしていると。するとやはりどちらかというと法学部出身の方にそういうケースが多いと思います。

桧村○法規主任がおかれたのは、だいたいいつ頃のことなんでしょうか。

答○調べてみます。

桧村○どの部にも必要的に。

答○ええ、各部にあります。

桧村○各部の総務部門的なところにいるんですか。

答○各部の主管課といえますか、総務担当課の方に一名います。総務部では法規担当課に一名おります。だからそんなことで一応、対応していただけるだけ現場の方で話し合いをして解決をしようということで対応してもらっているんですが、どうしてもつれて訴訟になるということがあります。

答○県の訴訟は大部分が国賠、損害賠償事案です。その他に「医療問題」が二件あります。医療事故による損害賠償請求事件ですがこれは通常国家賠償法に基づく形で請求されませんので。

榎村○そうですね。

答○民法七〇九条、七一五条という形で来ますので、必ずしも国家賠償法といえない要素もあるので、「医療問題」に分類しておりますけれども。

榎村○わかりました。それから多いのは所有権の移転…

答○ええ、きちっと見たわけではないんですが、他府県の資料をもらっていますが、土地争いは案外少ないんですね。本県は多いようです。

榎村○これはどういふものですか。

答○例えば、一つは境界確認、確定ですね。あるいは所有権確認ということ、A県が使っている土地の一部が、自分の土地だということですね、所有権確認をするともに明渡を求められたりですね。ちょっとした土地でも値段が高いわけですので、かなりシビアにでてまいります。で、他の府県と比べて、若干多いかなという気がしています。

榎村○他の県に行つたときに、道路のための用地を取得すると、境界確定の訴えがでてくるというお話をうかがったのですが。

答○ええ、できますね。用地買収をするとしても最近、書類を整えないとなかなか分筆登記、地籍変更などやってももらえないのですが、以前は、ある程度の資料があれば、登記の変更が認められたというケースがありました。実はあの時の買収がおかしかったと最近になってA県が使っているのはおかしい、という事案もあります。今では道路を買うとき必ず隣接地の全所有者の同意書をとって、境界の立会をやって、現地に抗をおとして図面作って測量やってきちつとやるんですが。

答○なかには買つて二〇年近くたって紛争が起こつてくるというケースも稀にはあります。

桧村○所有権の性質といいますが、（問題となるのは）道路とかそういうものですか。

答○普通は道路ですね。作る場合は用地買収となりますので。

桧村○体育館とか集会所とか。

答○ええ、そうですね。体育館とかそういうものはありませんけれどね。やはりおっしゃった通り道路ですね。

桧村○そうですね。

答○今また新規事業の関係で、道路の新設、延伸をやっております。そんな目立つたものではでいていませんけれども、道路の買収というのはそんな具合で、難しい面があります。

桧村○そうですね、わかりました。医療問題というのは、損害賠償とは別の…

答○医療事故はこちらに入れています。

桧村○これは医療事故ですか。

答○民法で、きているものが含まれているということでございますね。

桧村○はい、わかりました。環境問題というのはどういふものですか。

答○例えば、ある場所にゴミ焼却場とか下水処理場とかが建設される場合、その建設差止訴訟を提起されることもあります。本県でもそのような事件があります。

桧村○被告になっているんですね。

答○ええ、なかには、四者が被告になっている事件もあります。設置者、計画策定者、費用負担者ということのようです。五一年に起こっています。

桧村○そうですね。ほかには。

答○県下の市町村でゴミ焼却場を建設するということが計画されてるんですが、計画の差止を求める仮処分事件が

ありました。A県に対しては、市に対して財政援助するなど、そういう訴訟がでています。

樫村○A県に対してはお金を払うなという。

答○そうです。補助金を出すな、あるいは都市計画法の都市施設ということになりました。都市計画法上の都市計画決定が必要になります。都市計画決定については知事の承認がいります。建設阻止のため、審議会の開催といったことをするなということ……

樫村○まだ都市計画決定ということは……

答○まだでていません。そこまで至っておりません。

答○さっきの法規主任の決定の件ですが、昭和三年の一〇月三十一日付です。

答○これは訓令で設置してしまして、施行時はいつから分かりませんが、遅くとも三四年の四月からやっていると思います。

樫村○分かりました。やはりその頃といえますと、相当古いですね。

答○古いですね。争訟事案なんか増えてきているんじゃないかと思えますね。顧問弁護士については、昭和四〇年から置いております。

樫村○顧問弁護士さんとは、契約書を交わしていらつしやるんですか。

答○他のところは分かりませんが、地方公務員法という法律がございすけれど、その中の三条で、非常勤の嘱託ということで特別職の地方公務員という位置付けをしています。A県の嘱託ということで、一定の報酬を払っています。勿論この他に訴訟代理人としてお願いすれば、別途報酬を払うということになります。

樫村○この他に日常的な相談の際にお金を払われるというようなことはありますか。

答○今言いました非常勤嘱託という範囲内で、日常の法律相談は処理する、日常の法律相談をするために嘱託員に

なってもらっているという位置付けです。

櫻村○月に何回ぐらいですか。

答○正式なのは年間平均四〇―五〇件ぐらいでしょうか。それ以外に電話で聞いたりとか、かなりあると思います。

櫻村○正式というのは、書類を持って行つて。

答○相談の手続きを作つてまして、課長から法律相談をお願いしたいということ。

櫻村○本当に正式になっているわけですね。これは正式の相談は法規担当課から行くものだけですか。

答○そうです。うちの方を通していくのと、他に電話で聞いたりすることもあります。他部局からも電話なり、相談したりすることもあります。

櫻村○月額報酬というのとバランスがとれている。

答○ええ、とれていると思いますけれど。一般の企業あたりがどれ位だしているのか聞いたことはありませんけれど、弁護士会の規定では、最低月額五万からとなっています。

答○今の報酬の面ですが、実質的には弁護士にとつては顧問料ですね。

答○ええ、そうです。

櫻村○四〇年の一〇月から顧問弁護士をおくという形でおられるということですが、それ以前はどのように。

答○それ以前はですね、各部ごとに、ご懸念願っている弁護士さんに相談していたということです。四〇年に法規担当課ができたんですね。その時に全庁的に総合的に扱うというので、併せて組織の整理とともにそういう法律相談も集中的に取り扱うことになったのだと思います。

櫻村○そうですか。この法規担当課ができる前は、このような仕事は、弁護士さんとの連絡は各部でおやりになったんですね。四〇年に法規担当課ができた時に、そういう仕事をしてた人が集められたということがあるんじゃない

ないでしょうか。

答○文書課で法規事務をやっていた人とか、ある程度の法律的素養があるとか、そういった経験者がきたんじやないかと。

答○全庁的に整理をして、まとめてやろうということで作ったんじゃないかと思います。

櫻村○わかりました。四〇年に選ばれた弁護士さんは、以前から関係のあった方ですか。

答○ええ、そのように聞いています。各部でお願いして先生を中心にご就任いただいたと。

櫻村○先生はおいくつぐらいですか。

答○今一番若い先生が五二、三歳。平均したら五九歳ぐらいです。

櫻村○わかりました。実際に訴訟を担当しているのは。

答○この先生プラス、事務所の所属弁護士さんにも、訴訟に携わっていただいておりますので、A県の訴訟代理人は三名程度になります。

櫻村○その他に県の職員の方が指定代理人に。

答○ええ、なります。

櫻村○弁護士に相談をして、訴訟発生となりますと。

答○訴状がきます。ここから一応訴訟が始まりますが、文書担当課に特別送達ということで来ますので、そこで受け取って担当部局の方へ回送すると、そこで受けたところが、訴状がきましたよということで、私どもの方へ連絡が入る。連絡があつてそこでいろいろ事実を聞いて、協議の場をもつということになります。

櫻村○ここではどんな人たちが。

答○法規担当課長と、担当課の課長、課長が出席できない場合は担当係長ですね。それと当然、土木の場合なら出

先をもっているので現場担当係長ないし担当者として、あと法規担当課の係員が出ます。そこで事件の処理方針については、応訴すべきかどうか含めて、あるいは法律的な検討をやりまして、事案によっては職員だけで対応できる事案もあるし、例えば一番簡単なものとすると、訴状がきたとき、被告を間違っていると、それは指定代理人だけで対応いたしまして、答弁書を書いて、いわゆる本案前の答弁をやつて、被告が間違つてますよ、だから却下して下さいというのをやります。そんなことができるケースもありますし、中味に入つても職員だけで対応できるものもあります。そういったことで職員だけにするか、弁護士に委任するかということも検討項目の一つになります。弁護士に委任する場合は、どの弁護士に委任するかということも協議の場で検討いたします。

櫻村○顧問弁護士さんの中から選ぶ。

答○はい。委任件数の現在の状況であるとか、事案の性格に応じて、担当弁護士を決め、その後、その先生と訴訟遂行に關し具体的に打ち合わせをすることになります。

櫻村○この段階では損害賠償額がどのくらいになるかと。

答○訴状では大体の請求額がわかりますね。こういう事故で自分はこのだけの損害を被つたと。逆に言いますと、被告A氏は、原告某に対して金何円払えと訴状の中に出てきますので、損害の程度、その損害発生にいたる理由が書かれていますので、請求額がいくらかは分かります。次に、中味を見て責任があるかないかですね。万一あるとして、どれくらいになるのか、過去の判例とか交通事故でしたら、今の交通事故について、弁護士会が出している基準などがあります。それを参考にして、このような請求額が認められるかどうかを検討します。弁護士に頼む場合は、更に先生の所へ行って事案を説明して、我々の協議内容を伝え、今後の訴訟遂行について、やりとり議論をして、訴訟の答弁書あるいは準備書面の作成を依頼することになります。また、先生には、

紛争事案の解決を図る上で、いろんな他の法律の本を調べてもらったり、逆に先生の方から、行政のこんな資料があるとか、こういう点について調べてくれとか、そんな資料等を持ち寄って裁判に対応していきます。

櫻村○交通事故のことが出たんですが、交通事故関係の事件もあるのですか。この中でどのあたりですか。

答○道路の管理の瑕疵で一般の方が事故を起こしたと主張されている事件を交通事故という形でこの資料では扱っています。

答○一般に交通事故と言われているものは、道路の管理瑕疵ということで訴えられるのが多いです。

櫻村○さきほど、交通事故の被害額、請求額を判断する場合、資料があるということだったんですがこれはどのような出版物ですか。はつきりした名前がおわかりですか。

答○交通事故の損害額をはじきだす場合ですか。あれは「交通事故損害額算定基準」です。

答○弁護士会が一般的に、足に怪我をしたと、どこどこにどれくらいの傷であれば級を認定して、で損害額を認定する。あとで客観的に認定する目安を作ってます、その基準をもとに、どうするかという話をよくします。

櫻村○そうですか。

答○市販しているかは知らないですが、交通事故はそんなふうですね。あと、人身事故などでもいわゆる Hoffman 方式による算定で相手方の逸失利益の算定の仕方が正しいかどうか、客観的に判断することも可能なわけです。櫻村○わかりました。日弁連の交通事故相談：こういうもので、現場の土木事務所に被害者が（苦情を）言ってきたときに、すぐさまこれに対応ということは難しいですね。

答○これは持っておりません。そういう場合は、仮に責任があるとしたら、例えばとりあえず現部局の法規主任に聞いたり、法規主任がこっちへ聞いてきたりして、事情を聞いてから、回答いたします。

○待つ間に電話で聞きますので。

櫻村○法規担当課訟務担当係の係員は今何人ですか。

答○今四人です。係長が入っていませんので三人の者が一人二〇件前後。そうしますと裁判は一月から一月半位の間に一回の口頭弁論が入りますので、ほぼ二日に一回ぐらいは担当職員は裁判所へ行くと。それ以外に口頭弁論がある場合は、弁護士と打ち合わせがありますので、弁護士の事務所へ行くと。

櫻村○随分忙しいのではないのですか。

答○忙しいというか、部屋にいないことが多いです。係長だけは座っていると。

櫻村○裁判所に行っているか、弁護士事務所に行っているか。

答○部屋に戻ってきて判例を調べているかですね。大体知事部局は、昭和五二年度は特に係属件数としては多いんですが、最近六〇件前後、今年は少なくて今現在四五件です。

櫻村○係属事件が少なくなっているのは、終わった事件がたくさんあるということですか。

答○あったということ、新たに起こっていないということですね。

櫻村○全体的な傾向として、少し減り気味な感じがしますね。七〇件代から五〇件代へ。

答○知事部局の中でも、私のところ以外に訴訟を担当しているところがありまして、公営住宅関係がそうです。公営住宅法上は三ヵ月以上家賃を滞納したら明渡請求できるんですが、実際はもっと長く、一年、二年、三年など家賃を払わない人がいると。一方、公営住宅に入りたい方がおられまして、やはり家賃を払わない人に入ってもらうのはいけないということで、明渡訴訟を提起しております、昭和五七年ぐらいいから一挙に増えていきます。

櫻村○方針の転換。

答○ええ、それまでは調停とか緩やかなものでやっていたんですが、それではちががかなないと、明渡訴訟を提起

することになりましたが、これにつきましては、家賃を払う、払わないという交渉は、建築担当部で訴訟に入る前にやっているんですが、それとの関連が非常に強いということで建築担当部で一元的に住宅明渡訴訟として行っています。建築担当部が弁護士さんに依頼して訴訟を遂行しているということでございます。

櫻村○この弁護士さんは、こちらのリストにでている方とは別の。

答○はい、別の方がおります。

答○もう一つ、農地関係訴訟というのがありまして、最近減ってきているんですが、戦後の農地改革からひき続いてまして、今五件あるんですが、これは農林水産担当部で一元的に対応してまして、これは農地処分と密接な関係があり、国の事件も多く関与しているということで、法規担当課でやるよりも、農林水産担当部の方でやっていた方がいいということ、訴訟件数としては段々減ってきています。

答○いずれはゼロになると思います。何年先になるか分かりませんが。

答○聞くところによると農地の紛争というのは、昭和二〇年代に売られた方がいらつしまして、その相続人がまた訴訟を起こすということがありましてなかなかなくならないらしいです。

櫻村○そうですね。しかも随分長くかかっている感じですね。

答○訴訟のトータルは一、〇〇〇件以上あったらしいです。それと行政委員会について先ほど言いました公安委員会、教育委員会、あとは地方労働委員会、収用委員会、その他に選挙管理委員会、それぞれ知事とは違う執行機関ですので一元的にやってもらうということで対応をお願いしている……

櫻村○おそらくこれは一つ一つの委員会に顧問的な方が。

答○必ずしもそうでなくて、殆ど起らない所がありますので、顧問がおりますのは公安委員会ですね。ここに一名おります。教育委員会に三名ですね。

桎村○地労委なんてのは。

答○地労委は、実は公益委員の先生の中に大抵弁護士が四―五名おられますので、その方に委任していると。現実問題としては弁護士の先生がおられますので。

桎村○それは兼任できるのでしょうか。

答○それは検討して、できるという決定があります。

答○一番はだめだと言ったんですが、高裁の方は構わないと言ったんです。

桎村○なかなか遺漏はないんですね。そういった事件の検討はこちらで。

答○各執行機関の方でやっています。その中で一番多いのは公安委員会ですね。いつも二〇―三〇、事件を抱えています。

桎村○これはどういう事件ですか。

答○やはり国家賠償事件が大部分です。

桎村○警察のですね。

答○ええ、警察、例えば捜査中に暴行を受けたとか、違法な捜索をしたとか言ってくるのがあります。教育委員会の方は学校事故です。課外授業中の死亡事故であるとか、ケガした事故とか、大体一〇件前後あります。

桎村○A県には公立高校が一〇〇以上あると思いますが、その中で一〇件係属しているということですか。

答○係属しているということです。

松本○公営住宅の明渡事件の件数の数え方はどうなっていますか。

答○例えば、Aさんという人がBという住宅に住んでおられて、三年間で一〇〇万円の滞納金があると、滞納金を支払えと言うとともに、払わない場合は明け渡しという訴訟を起こすと、それが一件です。

桧村○一世帯につき。

答○はい。というのは、いわゆる住居承認という処分の形をとっていますので、誰に承認するかというと、Aに承認して、その家族のA1、A2、A3は当然入ってきてもいいわけです。どのくらいが住むかということについては、承認書の中に書いてありますので、訴訟は入居承認した本人に対してやります。世帯というか、貸している住宅一つと考えていただいてもいいと思います。大抵は五階建て、一〇階建ての2DK、3DKとかなんです。中には昭和三〇年代に建てた木造住宅があります。完全に独立した一戸建の家もあります。

桧村○一定期間滞納したら訴訟だし、次滞納したらまた訴訟。

答○二度することはないということになります。いったん出てもらうと、次の承認はしませんので。

桧村○そうですか。

答○公営住宅に入るのは抽選なんです。

桧村○係属中ということはないですか、最初に訴訟がでて更にその：

答○ないです。その人が自発的に出られたらそれで終わりですね。

桧村○住み続けていると：

答○住み続けていると、強制執行ということになります。

桧村○どのくらいの時間がかかりますか。

答○これは短いです。理由がはっきりしていますので、何年何月から何年何月まで毎月の使用料をいくら払ってないかがきちつとわかっていますので、あえて反論しようがないんです。だから、訴訟は口頭弁論が平均二回位で終わるらしいです。早ければ一回で、相手不出頭というのが結構ありました。だから擬制自白になりますので、提起してから早ければ三ヵ月位でできます。

樫村○これは簡裁ではなくて地裁ですか。

答○はい、地裁です。

答○ほぼ全部、控訴もされないもので、一審で確定します。

樫村○裁判の判決はなかなか効果的ですか。

答○これによって、滞納額が数億単位で減ってきたというのを聞いています。昔ほどではないですが、公営住宅に住みたい人も多いですし、競争率も何倍、場合によっては何十倍、一方、家賃も払わなくて住んでいると、やっぱりおかしいということで訴訟という強行手段に訴えざるをえない。

樫村○公営住宅関係はこちらではやっておられないわけですか。

答○ええ、訴訟の始まりと終わりについて決裁文書としての報告が一応まいます。

樫村○それは他の農地関係、行政委員会関係も。

答○ええ、一緒です。農地だけは一元的に、これは国に委任しますので、これは関わらないですけれど、農地を除く、ここにあげてます全部が一応、目を通せるという形です。書類は見れる……

樫村○それは大体、事案の内容を書いて、いつ始まったという形式ですか。

答○ええ、そうです。ただ、公営住宅の場合は、数がこれだけ多いですから、大体五件単位くらいの起案がまわってきますけれど、Aは何年何月からどこに住んでいて何年何月から滞納していて、月額の家賃はいくらで滞納額はいくらだ、だから訴訟を提起しますということくらいしか書いてないです。それ以上聞く人もおりませんので、非常に簡単ですけど、普通でしたら、どこどこで、どんな事故で、どういう状況で、こんな事故が起きて、責任はこうだとか、記録が全部入っているんですけれど。

樫村○そういう場合に、こちらの法規担当課の仕事の内容としては、先例を調べる手伝いをしたり、弁護士さんがや

れということをなさるわけですが、こちら側からこういうことをやってくれとは。

答○言います。例えば、弁護士の方は、基本的には法律論中心に話を進めますけれど、場合によっては、行政としては、そこまで踏み出すことはできませんと。こういう形で対応できませんかとお願いすることもあります。

櫻村○ここまではいけないというのは、どんなことですか。

答○例えば、用地買収ですと、民間の企業あたりですと、用地の買収で、例えば登記簿上、問題があると、A企業が取得した登記簿上に、他人の抵当権が入っていると、買い洩れがあるというふうな場合に、例えば企業が登記簿を抹消してもらうために、ある程度のお金を出す、ということがあるようです。行政でしたら、そうはいかない、土地を取得する場合は、当然、財産評価審査会にかかるわけですから、できない、だめですと、だから基本路線で押してもらわないとだめですよ。そういうことで長びいたりするんです。相手との交渉も難航することもあるんですけれど。だから手間がかかってもしようがないから、これでやってくださいと、そういうケースもあります。また、和解するには、自治法の九六条一項の一二号で議会の議決も必要ですし。

櫻村○これは地方公共団体の方から何か起こす場合。

答○出訴は訴えの提起にあたりますので、議会の議決を経なければならぬ。和解も議会の議決を経るというのが自治法の規定です。だから、和解は議決事件ですので、きちんとした理由があるのです。法律上、責任上、例えば、事故を起こしたとしますね。賠償額いくらだとか、単に大体これぐらいだというのはだめなんですね。きちんと法律上、先例と比べてきちんとした合理的理由がないと、普通の和解でしたら、和解金はいくら、でいいんですけれど、議会の議決ということになると、議会で説明しないといけないのです。ですから、非常にシビアになってきまして、和解については、弁護士の先生が民間の事件を担当されてやっている場合とかなり違うとおっしゃっていますね。

櫻村○知事なら知事の判断で、この額で判断するというのはいけないんですね。

答○対外的に納得してもらえないような内容のものじゃないとできない、ということでは民間だと和解ができるのに、裁判で和解ができないというケースがあります。

櫻村○それなどは、弁護士さんに依頼して…

答○六一年度の実績ですと、勝訴が一二件で、相手方の取り下げに終わったのは六件、和解というのは非常に少ないです。民間だと思ふんですすけれども、明確な理由がないとできませんので、どうしてもやっぱり減り気味になるということになる…

櫻村○相手方取り下げというのが結構多いですね。これは何でしょうね。

答○勝ち目がないということを取り下げることもありますし。

答○和解までですね。

櫻村○その他、相手方が県の主張を認容し、県が訴訟を取り下げるといふ。

答○これは公営住宅で、訴訟提起して口頭弁論に入り、判決がでるまでの間に相手方から滞納家賃を支払うとの申し出があり、全部払ってもらふということで訴訟を取り下げるといふケースがあります。

櫻村○知事部局は成績いいですね。

答○もう一〇年、五年に一回ぐらい敗れるかな。

櫻村○そうですか。和解というのとはそうすると…

答○和解は、通常は賠償事業です。

櫻村○A県の方で突っ張っていったら敗れる。

答○敗れる可能性が強い場合、きちっとした説明、相手の…要求額と理由と根拠額の間にはピタッと合えば和解があ

りますけれど。

桧村○知事部局の全体としても、勝訴が多いことは、相手方が敗けるような事案で、というか県が勝つような事案で和解をしているということとはあまりないということですね。

答○ええ、そうですね、県の責任がないのに和解ということはできないですね。ある程度過去の判例等を見ても、県の責任があるかなあという、裁判所の審理の過程で、争点がだんだんはつきりしてきますよね、その中で説明もできるし、明確な理由あるときに和解をする……

桧村○なるほど、そうですね。県としては完全勝訴ということは、全然責任がないということですね。

答○ないのに和解するということはありません。

桧村○そうですね。

答○六一年に何年かぶりに敗訴が一件ありました。

松本○敗訴判決がでた後、対応について協議されましたか。

答○ええ、すぐやりました。

桧村○会議で方針を検討し……

答○ええ、方針を決めていくということです。例えば、和解についても同様です。和解をするにつき、合理的な理由があるかどうかの判断が必要となつてきますので。

桧村○そういう形で進んでいって、勝訴なり敗訴なり……和解の金額の決め方は、協議して。

答○はい、検討するに際して担当の弁護士の先生の意見をいただくことにもなります。

桧村○金額の方は大体弁護士から聞いておくということですか。

答○はい、そうです。こちらの方もよその事案で、いくら払っているという事実があると、そういったものを調べ

た上でどの位が妥当かということをやります。

樫村○和解などする場合に、他の自治体で知事の専決処分額が定められている場合があるんですが。

答○A県の場合はございません。他府県の例では一、〇〇〇万というところもあると聞いてますが。

答○交通事故については、専決額は二、五〇〇万になります。

樫村○しかしこれは道路の瑕疵などに絡んでは別ですね。

答○交通事故に関わるということで、自賠責の適用があるものと考えていますので。

樫村○もっと狭義の純粹の加害者に責任があつた場合ということでしょうか。

答○いわゆる国賠法二条の官造物の設置管理の瑕疵にあたる場合は、適用されないという解釈です。

樫村○分かりました。

松本○二、五〇〇万の専決額は、保険により支払われる額を含んだものですか。

答○自賠責で出るものがありますね。あまり起案がまわつてこないのだから分かりませんが。

樫村○出るものは、二、五〇〇万を越えたものなのか、それとも…

答○議決事件の感じで言いますと、通常は含んでいると思います。

樫村○市によっていろいろ。

答○事故の種類でなくて額で絞つているところもあると聞いています。

樫村○最後に弁護士報酬を決められるわけですか。

答○事件ごとに払うという原則です。始まって終わりまで、例えば控訴しても控訴は控訴で、一件と数えます。払う方は着手金というのをまず払います。着手金はどういうものかというところ、訴額、請求額、訴訟的の価額に対応する報酬を払うと。

櫻村○さらに成功報酬と。

答○終わって勝訴あるいはそれに準ずるもので、同じような形で払うと。二回基本的には払うと。

櫻村○報酬規定は最低額を決めたのですか。

答○いえ、標準額を決めます。一〇万円であれば、標準額は一万五千元ですね。弁護士会が決めてましてね。

櫻村○弁護士会に頼めば手に入るかもしれませんね。

答○そうですね。

櫻村○難しい事件だと増やすとか。

答○ええ、弁護士会の方も標準額というのを決めておられまして、こんな事件だったら三〇%の増減とか、更にそれにより難しい場合は、別途支払うことができますという規定を定めています。例えば、行政事件については訴訟物の価額というのは出てこないのです、通常、そういう場合は三〇〇万円というふうになさして、算定しています。成功報酬も一緒になります。

櫻村○一般の行政事件の場合、着手金を払い成功したら同額を払う。

答○ただしすぐ終わるとか、一〇年かかるといった場合考慮しますが。

櫻村○三本立てでいくんですね。標準的なものと、多少困難であったり、多少簡単であったりする…

答○通常考えるのは、着手金の時は、これは先例があるかないかと、一般的な事案かどうかで一応決めます。

櫻村○成功謝金の場合には。

答○謝金の場合には、どのくらい期間がかかったかで、口頭弁論を何回行なったか、あるいはそのうち、証人調べがあるとか大変なので、証人調べあるいは現場検証を何回行なったか、そういうことを考慮して増減します。

櫻村○手続的には弁護士さんとそのつど、契約を結ぶのですか。

答○当初の契約に、そのことが書いてあります。着手金については、いくら払う、成功謝金については勝訴、またはそれに準ずる判決がでたときには、成功謝金を契約当事者間で協議して払うと。

桧村○そうですか。

答○県の民事事件は、しんどい割には安いと思います。

答○法規担当課の事務の中には、紛争の未然防止を目的として、啓発研修活動をやっています。

桧村○研究会の開催ですか。

答○ええ、訟務研究会というのを開催しております、一つは講演会方式でやり、事案については、徹底的に深めるために、専門家の先生にお願いしております。で、講演会の方は、例えば、先ほど言いました指定代理人を集めて、紛争が起らないようにどうしたらいいか、法務局の検事さんに来てもらって、講演会をやるうとか。

桧村○それは行政上のアクチュアルな問題から。

答○そうです。近々事業を実施しなければならないとか、あるいは、こんな事案が起こって、どうしたらいいとか。

.....

桧村○現場職員の能力向上という、具体的にどんな教材あるいはどんな方法論を。

答○例えば、土木事務所では担当者会議を開催しています。そこで、例えばA事務所ではこんな事案があったとか、これについてこんな判決があったのだが、同種の事故を繰り返さないように、こんな事をしなければならぬという、例えは土木部の本課の職員が説明して、各土木事務所の職員に周知すると、勉強になるので。

桧村○実際のケースを皆で。

答○ええ、例えば用地買収をするについても、隣地の同意をもらわないと、後で紛争が何年後に起こるかわからないと、そういう事案が現に発生しているから、そういうことにならないようにしましょうと。

樫村○分かりました。

答○実際、それでも紛争は起こりますけれど。

樫村○演習形式というのはどういう。

答○これは先ほど言いましたように、テーマによっては、誰も彼も聴いてもしょうがないので、担当部署の者と、例えば法務局の方とか、弁護士でそういうのに造詣の深い方を呼んできて、勉強をやると、そんなことをやっています。

樫村○何時間位ですか。

答○通常は、五時間位ですね。午後いっぱいとなっています。場合によっては、朝からやって夕方までかかるかということがあります。

樫村○顧問の方が来るということはありますが。

答○あります。

樫村○面白そうなのがたくさんありますね。

答○最近は一六一年度に、著作権の問題を取り上げました。訴訟事案にはなっておりませんが。

樫村○どういうものの著作権でしょうか。

答○例えば、レコードを他から寄贈いただきました。それを聞かせている施設があるんです。あるいはビデオを、

樫村○図書館とか。

答○県の情報とか置いてあるのですが、それ以外にレコードとか何万枚もあるらしいのです。ビデオも結構ありま

す。そのレコード、ビデオの事案であるとかですね。あとは、県がどこかの写真を使ったときに訴えられることがないかとか、そんな事とか、著作権法も動いておりまして、我々も分からないんですが、判例も少ないので適切なアドバイスをしないと。弁護士の方も新しい分野ですので、詳しい弁護士のところへよく行きまされど。で、例えば、県の出版物を作るときに、ある先生の論文を引用させていただくときに、どういう了解の仕方をとればクレームがつかないかとかそんな相談もございます。

樫村○コンピューターのプログラムなどもありますか。

答○それはいいですね。著作権がらみでは映画の関係：

樫村○そうですね。

答○プログラムは難しいです。

樫村○内部の話ですが、神戸大学でも今度、情報処理教室みたいのを作りまして、プログラムをいくつか事務室で借りたんですが、情報処理教室の運営規定とか、そういうものを作らねばならないんです。ごちゃごちゃやるんですが。

答○大学には専門家の優秀な若い先生が揃ってらっしゃるから。

樫村○いえ、かえってできないんです。ここで啓発研修活動ですね。

答○ややこしい話があれば必ず法規主任とか法規担当課あるいは弁護士に相談しないということを常に口を酸っぱくして申し上げているということです。そんなことでできるだけ紛争に発展しないようにということをやっているのですが、なかなか難しいです。

樫村○検討の結果などが、なんとかの手引きとなる可能性がありますか。

答○今のところ、実際に訴訟が起こったかどうかというふうにしたらいいかということを手引書として作ってあります。

櫻村○五七年度。

答○はい、かなり古い部分もありますが、これは各課に一冊ずつ配っています。

松本○これは事故報告の書式とか。

答○通知文であるとか、実際の訴状の書き方とか。

櫻村○立派なものです。

答○裁判所へという書類を出すのか、細かいところが書いてあります。

櫻村○これは法規主任が。

答○ええ、法規主任が持っています。それと指定代理人ですね。指定代理人のいる課がありますね、そこには渡しております。

櫻村○分かりました。その他に、主に全体の事務として力を入れておられるのは。

答○今のところはそれくらいですが、できるだけ紛争が起こらないように気をつけているんです。

櫻村○それから、法規主任を含めて、法務担当職員の養成というものは、研究会の他どんなことがありますか、人事上の手当てで。

答○その辺はちょっとあれですね、基本的には誰でもできるという認識だと思っただけですね。仕事をやりつつ覚えていくというのが。県の職員は大体三年に一度職場を変わっていきますので。

櫻村○そうですね。

答○三年とは言いませんけれども、三年前後で大体変わっていきますので、例えば私の係は四名おられますけれども、私は今三年目で、後は五年、後の二人は一年目と二年目です。

櫻村○法学部の教育訓練というのは、どの程度今の仕事に役立っていますか。

答○学生の時習ったことは忘れていきますね。事案について次々と考えてまわります。この職員でしたら、ある事案について徹底的に間違いない法律適用とかをしないといけませんので、そうするとことごとく突き詰めて……そうしますと、逆にこちらにも勉強になります。

櫻村○実際のケースを扱うということになりますと随分違う。

答○ええ、但し、法学部としての利点は、ある事案がバツときますね。これについてはどういう所を捜せば、あるいはどういう所を気をつけなければならないかというのは第六感でわかりますのね。例えば、これは民法の委任の問題だな、委任だったから……まあ、判例まではわかりませんが、まあどういふ本があるかというのは、大体わかりますね。だから早いし、大体間違いない所が最初から絞れるという、それぐらいです。あとは殆ど役に立っていないです。実際やってみないと。

櫻村○それぐらいでいいじゃないかと思うんですが。

答○むしろ思いますのは資料ですね。これでも少ないと。大学へ行ったらもつとあると思いますが、これは多分、A県の中では一番こういう法律関係の資料では進んでいると思います。判例時報は全部ありますし、ジュリスも殆どありますし最高裁の判例などもありますし、特に民事でしたらかなりのものもあるし自治法も皆揃っていますので。だからそういう意味では見つける能力さえあれば誰でもできるということになります。

答○判例の関係でしたらほとんどの資料を買っていますし、自治法、地公法、その他の関係は全部買っていると思います。下の倉庫にもいっぱいあるんです。

櫻村○本も含めてですか。

答○ええ、本も含めてです。大学の研究室ならもつとあるんでしょうけれど、これ以外に法務局へ行ったら更にもつと揃っていますので。

櫻村○法務局の方では主に本を利用される。

答○言うのを忘れていました。いわゆる権限法というのがございます。地方公共団体の訴訟事件でも国の法務大臣が訴訟委任、受任してくれるんです。そういう制度がありまして、かなり利用させてもらってます。

櫻村○それは訴訟代理をしてもらう。

答○ええ、訴訟代理。特に全国的な事案のということになりますと、国の方はかなりネットが張られまして、例えば道路の行政、河川行政ですね、その他、農林の食糧管理法の問題だとか、そういうことになりますとかなりのデータが揃ってますので、そこへ行って相談すれば、ある程度のはずはすぐわかるかと。

櫻村○法務局には検事さんは何人くらい。

答○今聞く限りでは、地元の法務局には一三人、かなり検事、裁判官交流があるようですし、裁判官出身の方もおられますし。

櫻村○いわゆる訟務検事。

答○ええ、訟務検事さんの所へ行きます。それ以外に事務官で訴訟の担当官がおられます。そこに行く場合があります。中には非常に登記に詳しい方がおられますので。

櫻村○事務官という方は、法曹資格をもっている。

答○いえ、持っておられない、普通の国家公務員事務職。

櫻村○訟務検事さんに依頼する場合と、一般の顧問弁護士さんに依頼する場合、これはどんなふうにして。

答○原則的には、国に利害関係がある、あるいは全国的な影響が及ぶというような（ときには）法務局の方にも併せてお願いする、あるいは法務局だけをお願いするということがあります。

櫻村○国賠の事件なんかでA県と国の意見が潜在的に対立する場合がありますか。

答〇ええ、大体一致するんですね。というのは、機関委任のケースが多いんですね。河川にしろ、すべて機関委任ですので、そうすると県だけが訴えられるケースと県と国が併せて訴えられるケースもあります。国との利益相反というのはほとんどないと考えています。

榎村〇県のやることは、そのまま国のやることになっている感じがですか。

答〇ええ、（そういう）ケースが多いということですね。

榎村〇わかりました。

榎村〇自動車保険とかそういう形で保険をかけておられると思うんですが、学校事故とか。

答〇学校事故なんかはかけている…

〇道路なんかの場合はかけてないんじゃないかと。

〇病院はかけてます。医療事故保険というのがあります。

松本〇その辺の詳しいところは各部署に。

答〇それぞれの病院を持っているところの、担当課で予算要求し、執行しているということになっていると思うんですが、道路は聞いてないですね。聞いているのは学校の事故保険、病院の医療事故保険ですね。交通事故、警察の方はちょっと聞いてないですが。

榎村〇県の庁用車の強制、任意保険はどうですか。

答〇自賠責にのみ加入しています。

榎村〇わかりました。

松本〇道路とか施設の管理瑕疵はかなり事件数が多いから、かけていても不思議じゃないと思うのですが。

答〇発生頻度の割合からいって、かけるべきかどうかという議論があるんじゃないかと思いますが、そういう意

味であるけれども多分そこまでかけるに至らない程度の発生頻度だと思っておりますが、医療事故は、訴訟にならなくても、示談のケースなど、結構あるのではないかとということで。

櫻村○その程度で結構です。それから、話が変わるんですが、法規担当課の内部的な事務分担はどんな形で分けられているんでしょうか。六〇件の訴訟をならして平均一五件ということでしたが。

答○一応、内部的には担当部局ごとに分けています。一番事件が多いのは土木建築で、これで一人、事件の四〇％位いています。あと二人で、他の部を割り振りにしています。

答○総務部でしたら税務の担当課がありますので、ここはいわゆる課税処分の関係で、いわゆる行政事件というのが結構ございまして。

櫻村○そうでしたね。

答○その辺が中心になります。

櫻村○わかりました。その他に、これまでの所で追加していただくようなところがありますでしょうか。

答○大体言ったような気がしますけれど。

櫻村○それでは、大体私どものおうかがいしたいことは、このくらいです。ありがとうございました。

以上

(一) B県

面接調査記録

B県に関する面接調査は、一九八七年七月七日に行われた。その関係者は、下記のとおりである。

回答者

文書課訟務担当係長

関係員

土木部道路補修課長補佐兼管理係長

同管理係員

質問者

宮澤節生

記録

岡本友子 (神戸大学大学院法学研究科博士後期課程)

岡本友子

テープ起こし

飛田尚久 (神戸大学法学部学生)

原稿作成

小山泰史 (神戸大学大学院法学研究科博士前期課程)

なお、B県教育委員会総務課行政係に関する面接調査記録については、面接時の録音状態不良のため、割愛させていただきます。以下、面接記録の本文である。

宮澤○貴県全体としての法務処理体制の一般的構造、つまり分化的に処理しておられるというならそれはそれで結構なわけですね。それからさまざまな紛争があるわけですが、中でも損害賠償を論点としているようなもの、更に特殊な類型のものということになりますから、その場合の処理の仕方について議論を進めていただいて、その次の段階ということになりますか、その段階で具体的な事例に即して、例えば、この場合であればどのように交渉が始まってどのように処理がなされた、というふうに御説明頂ければ、より具体的なイメージが持てるのではないかと考えています。第二段階でも、損害賠償の処理の仕方という段階でも様々な損害賠償の類型があるでしょうから、その主要なものについて、例えばこの部門であればこういう類型が多いと、こういう類型の場合には処理手続はこうなるのである、というふうな類型化したお話を頂いても、更に具体的なイメージが持てるという意味で参考になると思えます。では、せっかく御準備頂いてと思いますので、まず一般的な説明からして頂き、その後で私の方から色々な質問をさせて頂くというふうにさせて頂きます。

答○組織的な話が先の方がよろしいでしょうか。

宮澤○そうですね。まず機構の話をして頂いた方がよろしいかと思えます。

答○事務処理体制なんですが、まず普通の損害賠償の事務だけという形での。直接的な訴訟についての取扱いについてははっきりしたものはあるんですけども、それ以外の個別の損害賠償についての手続という形での、具体的な事務処理体制というのは基本的にはないんですね。まず訴訟について簡単に説明させて頂いて、それから個別の案件にどう処理対応するかについて説明します。

まず、組織的にはここ（資料省略）に挙がっているようにそれぞれの部があつて、それぞれの部で部局の事務を処理しているわけです。その部局ごとにそうしていてその中で事件が起こった場合、それぞれの所管の部局がその事件を担当するわけです。それぞれの事件について訴訟の場合、それぞれの部局でするわけですが、や

はり法律的に専門的な分野について対応し切れないとか、そういう総合的な部局がやはり必要だということとで、いわゆる各部以外に、秘書課・文書課・広報課・国際交流課という部外課といわれるものがあるわけですが、その中に文書課というのがあります、ここで訴訟の総合的な事務をやっているわけです。各部局でそれぞれの事務に携わった上で、訴訟が起こればそれによって自分の部局の事務として所管するということですが、ただその場合に、総合的な立場で行う訴訟に関する事務は、文書課の訟務担当係というところで所管することになっています。それで双方で訴訟の事務を行うという形になるわけです。それについての事務処理について書いたものがありますので……（資料省略）。

官澤○これは昭和四一年六月二九日決定となっていますが、その後変更ありませんか。

答○それからそれに基づいてやっておりまして、その中に書いてますように農地事件というのがあって、農地事件といいますがそれは農林水産部に農地整備課というのがありまして、農地整備課の方がいわゆる農地事件だけを単独に特別に事務処理をしている、そういう所があるんです。それ以外の全ての訴訟事件をそれぞれの原課と文書課で共同処理しています。その中で裁判における代理人の選任、すなわち指定代理人の選任と訴訟代理人の選任ということをするわけです。その訴訟代理人につきましては顧問弁護士制度というのがあります、ちよつと資料（資料省略）を見て下さい。それと特別担当弁護士（資料省略）という二つの制度があります、顧問弁護士というのはいわゆる非常勤委嘱辞令がありまして、その辞令に基づいて現在五名弁護士を選任しているわけです。それは身分上は特別職の地方公務員という形になってまして、その人が一応顧問弁護士という形で県の職員として色々な法律相談とか、そういった事件があった場合に訴訟代理人になるというシステムになっています。それ以外に特別担当弁護士というのがあります、顧問弁護士さん以外に専門の分野を所管しておられる弁護士がおられるんですけども、顧問弁護士だけでは専門分野について十分な対応をし切れない場合

もある。ですからそういうものについて、やはり専門分野の専門家も含めて顧問弁護士と一体となって処理をせよという。あるいはそういうものについて相談せよという。そういうシステムがあります。顧問弁護士に準じて、そういった事件があった場合に訴訟代理人として事件に携っていたらと。そういうシステムを作っておりますが、その所管は文書課になっておりまして、文書課でその代理人の選定の手続をするという、そういうシステムで訴訟の対応をしているという形になってます。

答○そうしますと、まず機構的に最初から順をおって質問させて頂きますが、部外課として文書課があるということになりますね。規模はどういう構成になってますか。人数、内部的分担、例えばいくつかの係に分かれているかというようなことですね。

答○文書課では訟務担当だけが法規事務とか法律担当をやってまして、係員は五名です。それ以外に文書管理とか情報公開の関係で中央情報センターというのがありまして、それから県史編集室という県史関係の編集と、それから文書係といまして文書の発送関係と文書の印刷関係で機械室というのがありまして印刷業務をやっています。六二年四月一日現在で四一名です。

宮澤○ではとりあえずは訟務担当係五名。

答○結局その中で法規に関する事務をするという担当は五名でして、係長の私とあと係員四名です。

宮澤○訟務担当係とい係ができたのはいつ頃ですか。

答○こういう事務が直接部局に属しているときと部外に出たときと歴史的にはいろいろありまして、当初は総務部にあったわけです。総務部の中に総務課というのがありその中にあったときと、独立して文書課というのができて、それから総務部に吸収されたり、いろいろ行政上の改革の中でいったりきたりしているんです。一応部外課になるまでは、総務部の文書課という形で総務部に属していたわけです。

宮澤〇〇〇さんが係長になられる前からもうこの部外課だったんですか。

答〇部外課はもう一〇年ぐらいになります。

宮澤〇訟務担当係に配属しようというのは、何か専門的に養成しようとか、そういう考え方から。

答〇そういう養成というシステムはないんですが、訟務担当係長はその殆んどがやはりその係に従前勤務した者の中から選ばれている、というのが実情です。そういう業務に携わった人だけといいますのは、うちの係の仕事というのは条例とか規則の制定、いわゆる立法的なものと、訴訟という特殊な業務を処理しているところですので、そういう意味では全く新規に経験者でない者がくるといった場合には仕事ができにくいのではないかと、ということですね。今までの選任過程ではルールがあるわけではないんですけど、配属の経過をみますと、ほとんどそういうところにいた人、あるいはそれに近いセクションにいた人しか訟務担当係長になった人はいません。そういう仕事に携わってなかった人が急にきても仕事ができないということです。すなわち条例の審査とか訴訟行為をするということが、大きな二つの仕事になってますので。

宮澤〇新人の職員が配属されるということはないんですか。

答〇いや、新人もいますけど、それは養成というか、そこで実質的に何年かやって他の部局へいつてまた帰ってくる、ということはありませんけども、そのままずっといるということは一般的にはありません。

宮澤〇例えば〇〇さんでも〇〇さんでも、他の主任あるいは係長と比べて在職期間が長いということはあるんですか。

答〇私は通算一一年やってますけど……。

宮澤〇それは異例ですか。

答〇異例じゃないです。前の係長も一〇年やってました。

宮澤〇つまりこの係では異例じゃないかもしれないけれど、他の係と比べると異例じゃない、ということはありません。

答○そうです。しかし、長い方に属するでしょうね。

宮澤○それでこの訟務担当をお辞めになって次はどういうところに。

答○それはわかりませんが、先例から申しますと同じようなポジションに、例えば地方労働委員会事務局とか、人事委員会事務局にいつて人も多いです。やはりそういう専門的な同種のセクションへいく人が多いです。

宮澤○これから係を課にしようとかいう議論はないんですか。あるいはもう少し中央集権的に法務を処理しようではないかと。

答○いや、今までそういう話は出たことはありません。○県では普通の法制業務だけでなく行政に要求されることとがたくさんあるので、それについての法律的な対応を事前に予防的に防止しようとする予防法学的な考え方が今非常に進んでいる状況にあります。それ以外にいわゆるコンピューター等の導入により、資料を駆使してシステムの法的に法律上の組織体制を作ろうという、そういう考え方も持っているところもあります。まあ、○県は研究の段階らしいですけど、当県はそういうのはまだ一切やってないんです。

宮澤○それでは次に、事務処理要項について。農林水産部の農地整備課だけ別にするというのは、これは特殊な問題があるんですか。

答○これは歴史的な過程がありまして、実は自作農特別措置法という法律について非常に多くの農地の買い上げ、売渡しがあって、それについての訴訟がものすごく多かったんです。それでそういうトラブル、農地上の調停とか、そういう訴訟をやはり専門的に処理しなかったら対応し切れなかった、という歴史的な過程があるんです。そういう事件が多くて特別に組織をつくる必要があつてつくつたものです。最近では法律自体が廃止されて新たな事件はないんですが、その当時そういう事務を別途したのは、そういう歴史的な過程があつたということです。

宮澤○今でも農林水産部にはそういう法律専門家のような人がおられるんですが。

答○だから、我々と同じようなことを農地事件だけに限ってやっているわけです。

宮澤○それはお一人とかお二人ですか。

答○今人数は三人か四人だったと思います。

宮澤○そんなに大勢おられるんですか。

答○その係の一つの業務として行っており、他の業務も所管していますから。

宮澤○業務として、なるほど。

それでは次に、訴を提起するとき及び応訴するときとは、と書いてあるわけですが、それは訴訟となれば重要な問題ですから当然その文書課と協議することになるんですが、それ以前に訴訟によらずに和解するとか示談で処理するとか、そういう段階であれば文書課には協議しないでよろしいんでしょうか。

答○このことについては文書課に協議等がないので個別の事情は説明できない、ということでお話していたのですが、これについてあまりお答えするようなことはありません。

宮澤○実際にはその段階では訴訟にならないければ法律相談はこないものなんですか。

答○そういうことないんですけどね。

宮澤○実際にはその辺は事実上はどのように。

答○もうましまちでしてね。現実には、例えば和解、もちろん和解の場合は議会の議決が必要ですので、地方自治法に基づいて議決を得るわけですが、和解契約を締結するような場合は、必ずそういう文書課決裁としてくるんです。それは法制上のチェックを行う事務を総括的に担当していますから文書課を通るのですが、事前にその過程で組織的に介入してどうこういうことはないんです。具体的な事務の流れの上では、正式に話がある程度

できたものを議案として、和解の提案をするため起案がなされ、それが回ってくる。その時に、和解事項が法律上問題がないかどうかをチェックするという、そういうシステムとして、介入するといったらおかしいですけど、そこで判を押して決裁をするという、そういうことです。

宮澤○そうしますと、議会の承認を得なければならない金額とは何万円以上…。

答○いえ、和解の場合は金額によって委任をしませんので全額議決が必要です。ただ、交通事故だけは委任専決になってますけど…。

宮澤○交通事故は金額にかわりなく…。

答○いえ、交通事故の場合でも自賠責保険の範囲だけです。今は二、五〇〇万円までの金額です。これがいわゆる委任専決事項といわれるものなんです。それ以外は和解の場合はどんな金額でも議決が必要ですから、それについてやはり問題があるということで、和解について金額をある程度特定して委任専決にしようという動きも一時はあったんですが、やはり議会にかけるべきだということで、今は委任専決の手続はしてません。他の府県では委任専決でやっています。金額の限度はいろいろですが。

宮澤○何千万円というところから数百万円というところもありますね。ところによつては、休会中に急いで処理しなければならぬという事後報告の方が、かえって都合がいいとか…。

答○委任専決でなくて、そういう場合は普通の専決ですね。そういうことでやる場合もないことはないんです。具体的事例によつては。

宮澤○例えば、どういう場合に専決で処理できるんですか。

答○例えば、議会を待っていたのでは和解がうまくいかないという場合、急を要するような場合、例えば病院の事故がありますね。そしたら病院でいろいろな医療の行為が次々必要ですし、やはりそれには金がいりますので、

そういう場合にはやはり相手方に補償するということが必要になってくる場合があるわけです。そういうような場合には専決でやることはありますけど……。

宮澤○それは、こういう場合には専決で処理していいという一般的なルールはないんですか。

答○そういうのは全くないですね。ケースバイケースです。

宮澤○要するにその都度個別に、こうせざるを得ませんでしたという形になるというわけですね。

答○そうです。それぞれの事情によって判断されるということです。

宮澤○それはどなたが判断されるんですか。

答○それは、それぞれの部局が起案する時に説明を書いて、それに異議がなければずっと決裁で知事までいきますから、知事までいく過程で異議がなければそれでやってしまおうと……。

宮澤○それでその次に、要綱（資料省略）によりまして、顧問弁護士を訴訟代理人とするときは、主務課の依頼により文書課で行う、ということになっているわけですが、その他に特別担当弁護士という方も三名ですか。

答○二名です。二つの分野だけしか専任してません。労働関係の分野の特別担当弁護士はまだ専任してないんです。

宮澤○現在おられるのは医療と環境保全だけですか。

答○はい。

宮澤○そうしますと、県の訴訟代理人に選定される可能性のある方というのは、顧問弁護士の五名の方と、この特別担当弁護士の二名の方との七名に限られているというわけですね。

答○今まで県で訴訟する場合は、すべてその七名の中から選任されております。

宮澤○具体的にどの先生に依頼するかというのは、それぞれの部局が……。

答○事件の内容と件数ですね、先生の現在持たれている。許容量がありますから。

宮澤○それで例えば五名の方ですけど、どういう経歴の方ですか。例えば県によっては元県職員という方が…。

答○そういう先生は昔はおられたんですが、今はおられません。

宮澤○そうしますと、経験的にいえば、県の顧問弁護士という形でのお付合いが一番長い方で何年くらいですか。

答○一番長い方で昭和四四年ですから、二〇年足らず。一八年くらいです。

宮澤○一番新しい方でどのくらいですか。

答○一番新しい方で五三年からですから、九年くらいです。

宮澤○その選任の基準というのはどういうものなんですか。

答○それは先ほどお渡しした中に設置要綱に定められています。

宮澤○「顧問弁護士設置要綱」というこれですか。

答○ええ、あまり抽象的で明確性を欠くものですが…。

宮澤○「人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な…」。いや、これはあまり…。

答○まあ、こういうことになっています。

宮澤○例えば、五名の方は県の顧問弁護士になられる前から行政訴訟の経験がおありになるとか、そういう方ですか。

答○これは私がタッチする前に選任されていますので、ちょっとその辺の経緯そのものははっきりわかりかねいですね。

宮澤○どういう弁護士さんですか。

答○一応○○先生という労働関係を専門にされて○○大学の専門でもある。それと○○弁護士、公安委員会の委員

長をされています。それから○○弁護士、○○弁護士、○○弁護士、以上五名です。

宮澤○どういう方が一番適しているかよくわからないんですけどね。

契約はどうなってるんですか。

答○契約ではなく、特別職の公務員として委嘱という形になってます。

宮澤○そうすると、その場合の報酬契約はどのような形になってるんですか。

答○ですから報酬はその委嘱・辞令と合わせて報酬が出るという形で、辞令の中に入ってます。

宮澤○それで、それぞれの先生方は実際にはどれくらいの件数を担当されておられるわけですか。

答○それは相談の場合やいろいろありまして、個別に件数まで正確に統計をとっていませんのではつきりしません。

宮澤○訴訟代理人になられるという以前に、法律相談的な仕事もあるわけですね。その場合でも必ず文書課を通しているんですか。

答○そうです。当課が一応顧問弁護士の所管ということになっていて、その中で訴訟事務なり相談なりを事務としてやっています。だから当然相談のときには、その先生の選任と相談についての内容というのは、文書課の仕事として、事務処理上の権限といたったらい過ぎかもしれませんが、一緒に行った紹介したりということが、当課の仕事の一つになっております。

宮澤○訴訟提起以前に顧問弁護士さんに相談すべきか、する必要があるかどうか、相談の内容、こういった事項について相談するか、というようなことも、文書課…。

答○ええ、原課の希望ももちろん聞きますし、その原課の希望を聞いてそれにふさわしい先生を内容に応じて紹介するという形になります。

宮澤○相談するほどのこともないんじゃないかということもあるわけですか。

答○そういうのは我々で処理します。ただ、難しい問題で弁護士の見解も必要とするときに、紹介というかそういう形で弁護士を通じて検討する。

宮澤○嘱託なんです、訴訟代理人ということなればまた別に報酬を支払うと…。

答〇ええ。それは普通の法律相談という委嘱の業務をはずれますので、手続上は別の訴訟事件として契約ごとに支払います。その支払いの根拠は委任契約に基づくものです。

宮澤〇それはその弁護士さん全て同じような基準でお支払いするんですか。

答〇それは弁護士の報酬についての要綱がありまして、それを根拠にやってるんです。

宮澤〇それは県の要綱ということで、別に弁護士会の報酬基準とは…。

答〇ええ、それは一つの目安になってますけど、それとは直接は関係ありません。

宮澤〇そうすると、弁護士さんによって同じような負担であれば、ほぼ同じような報酬が出るというような形で…。

答〇まあ、どちらかといえば機械的なんですね。よほど難しい事件、重要な事件以外は定額になってます。

宮澤〇訴訟一回どのくらいで。

答〇それはあまり対外的には言い難い面がありまして。

宮澤〇それでは、訴訟代理人によらずに指定代理人でやるという場合と、場合によって分けられると思うんですが、その判断はどうなってますか。

答〇簡単な訴訟事件、あるいは個人訴訟の場合がありますね。代理人がついていない、そういう簡単な場合には職員でやることもあります。少ないですけどね。

宮澤〇そういう場合は、それぞれ関係される主管課の職員が…。

答〇それと、当課の職員でやることがあります。

宮澤〇〇〇は異例でしょうけど、あそこは全部指定代理人でやると。

答〇あそこは全国でも特別です。

宮澤〇ああ、そうですか。

答〇それから、〇〇市もほとんど指定代理人でやっています。特殊なものだけを弁護士に依頼するという、そういう形態をとっているようです。そういう方法で行っているのは、知ってる範囲ではその二つの自治体だけだと思うんですけどね。

宮澤〇それぞれ一長一短あると思うんですが、弁護士を使う場合と職員が自分で処理する場合とで、どういう感じをお持ちですか。弁護士に全部やらせた方がいいという感じなのか、できるだけ職員が処理するほうが良いとか。答〇それは、それぞれメリット・デメリットがあります。ただ〇〇の場合ですと、職員としてやっているとというのは財政的な面でいいかどうかということが検討されているようなんです。職員の場合は非常にきめ細かくできますからね。非常によく知ってるし、自分の方で処理できるだけの能力があれば、それはプラスかもしれません。けれども高い給料も払わなければいけないし、むしろ事件に応じてそのつと依頼した方が財政的にメリットあるんじゃないか、ということで、〇〇は職員がやることの必要性を検討したところはあるみたいですけどね。

宮澤〇貴県ではどういふ感じですか。

答〇こちらでは、もともと歴史的な過程がありまして、職員でやるよりやはり専門職の仕事であるし、弁護士にしろもらった方が事務の処理も合理的だし、金額自身が安いもんですから、安くて非常に能率よくできればその方がいいんじゃないか、ということまでできています。

宮澤〇これは弁護士さんにおうかがいする方がよいのかもしれませんが、安いのに引き受けられるという理由ですね。例えば、〇〇県の顧問弁護士をなさっているというのは弁護士会の中でそれなりの評価をうけるとか、そういうことなんでしょうか。

答〇その辺はよくわかりません。そういう面もあるかもしれませんが。

宮澤〇その次に、特別担当弁護士という方がおられるわけですけど、医療担当の先生と環境保全担当の先生がおられ

るということですが、どういふ方なんでしょうか。

答〇これは〇〇先生と〇〇先生という…。

宮澤〇〇〇先生が医療ですか。医療担当の方はお医者さんだったとか、そんなような経験者だったとか、そんなことはないんですか。

答〇以前に、法学部出身ではあるんですが他の学部も卒業されておられて、農学部と法学部と、それで非常に科学的な分野に強いと。現実にはそういう医療についての訴訟をたくさんされておるといふことです。

宮澤〇県の仕事を離れても…。

答〇はい、県の仕事以外の一般的な訴訟ですけど。

宮澤〇その方は特別担当弁護士になられてから何年くらいですか。

答〇五三年からですから、九年くらいです。

宮澤〇環境保全というのは大変ユニークだと思うんですが、この方も環境専門の弁護士というのは日本ではそれほど…。

答〇専門というよりもともと環境庁におられまして、それでそこを退職されて弁護士になられた方で、前歴を買ったということですよ。

宮澤〇ということは、比較的、担当弁護士になられてから日が浅いということですか。

答〇そうですね、一番浅いですね。それでも五三年からで。

宮澤〇それでも一〇年たつてゐるわけですね。

医療関係の訴訟とか環境保全の訴訟というのはそんなにあるんですか。

答〇選任当時には多かったんですけど、最近はもうなくなってきました。

宮澤○現在継続中の事件というのはあるんですか。

答○いえ、今はありません。昔はたくさんあったんですが、今はなくなりました。むしろその当時と事情が変わってるんです。

宮澤○しかし、今でも同じような報酬の支払い方で、つまり顧問弁護士と同じような形で契約なさってるんですか。

答○契約は一応そういう形で県の仕事に携わっていただいています。同じように尊重してそういった能力を生かしていただいているという形になりますので。

宮澤○特別担当弁護士のはうは○市内に事務所を有するものということになってますね。

答○選任の過程の中で、できるだけすぐに相談できることが必要だったのです。あまり遠くですと相談に行ったりできないので。

宮澤○知事公室長というのが両方にできますが、これはどういう職務なんですか。

答○部外に知事公室という組織があり、これは普通の組織の形とちよつと違うんですが、その長の下にも部外課がありまして、その部外課を総括する職務にあたる人を知事公室長と呼んでいます。文書課とか秘書課とか国際交流課とか、要するに知事直属のスタッフとしてその総括者として、知事公室長という職務の人がいるわけです。

宮澤○この方は副知事とかそういう方とは別ですか。

答○そういう役職とは全然違います。

宮澤○そうしますと、地位としては部長ぐらいの感じですか。

答○部長相当の役職です。

宮澤○この方は具体的には何がしかの裁量権をもっておられるわけですか。

答○裁量権というよりは、顧問弁護士に係る事務決裁権者だということです。

宮澤○そうしますと、最終的にはしかし、例えばそれぞれの事案に直接関係しておられる部局の方と、その訟務担当係あるいは文書課の間で、事実上こう処理しようと決まれば大体そのまま認められる、と考えて差し支えないわけですか。

答○一般的にはそうですね。やはり決裁権者ですから、全部そうだというわけではないんです。

宮澤○この公室長なり、さらに上に知事とか副知事ということになるんでしょうけど、知事なら知事の意向でこれはこのように処理した方がよいのではないか、というふうに変わることがあるのでしょうか。

答○大きい事件であればそういうこともありますけど、普通の場合はそういうところまでは決裁はいかず、まあ経常的なルールというか、一般の流れとしては、知事に直接に判断を仰ぐというようなことはないんですけど、それはケースバイケースですんで、一般論としてはちよつと…。

宮澤○現在それほどのことはないということになりますか。

現在継続中のものでそれ程の大事事件というのがありますか。

答○事件としてはありますが…。

継続する事件の処理というのはあるんです。あくまでも事件というのはその事務に付随するものという扱いがなされるので、事務をそれぞれの部局が所管していれば、その事務に関連するものとしてトラブルとか訴訟があり、それに伴い損害賠償の請求が出てくることになる、それぞれの所管のものとして処理がされるということになります。ただ、事務処理について法的な面のサジェスチョンとか、そういうものが必要なことから、

両方が一緒になって対応するという…。

宮澤○そうしますと、訴訟にならない場合、その決裁を得る場合の経路にあたっているので一応文書課を通るけれど

も…。

答○それは通る場合と通らない場合とあるわけですね。原課限りで処理される場合もあるんです。

宮澤○どの程度なら原課限りで処理されますか。

答○それはケースがいろいろありますが法的な問題がなければその原課だけで処理されることもあるわけです。

宮澤○そういう場合に文書課として、あるいは訟務担当係として、そういう場合には持つてきて下さいというような指導とか要望とか、そういうようなことはなさらないんですか。

答○そういうのは一切ないですね。だから先ほどいいましたように、原課が事務上トラブルがあってもなくてもそれは仕事の範囲の問題です。そこで処理されると。

宮澤○教育委員会にうかがった時は、私にご説明下さった方が何かパンフレットというよりも、大きな本を編集されておられて…。

答○うちはああいふものはないんです。

宮澤○つまり、それぞれの部に、例えば文書課なら文書課が作成されたマニュアルのようなものがあって、この場合にはできるだけ文書課に相談しなさいとかいうことになっているわけではないんですか。

答○そういうことはありません。あれは教育委員会だけが作っているものです。教育委員会ではトラブルが多いのですから、処理体制を明確にするための文書を作って事務処理をしたり研修をしたりしてゐるんですけど。うちでもそういう要望はありますが、そこまでちよつと手が回らないという…。

宮澤○あと、スタッフ的な部門で、例えば人事とか財政といったのは関係しないんですか。例えば職員のそれは求償するかどうかは別にして、身分上の処分に結びついたりする場合もあると思うんですが、そういう可能性があれば文書課に相談にくると同時に、人事課の方へも報告がいくようになっていたりとか、あるいは、弁護士の報

酬がそんなに多くないというのであまり問題ないかもしれませんが、報酬の支払いとか和解でどのくらいの金額を支払うかというときに、財務と相談しなければならぬとかいうことはないんですか。

答○報酬面については必要ですね、関係課に決裁を全部回して決裁の上で基準が定められますので、個別には回さないんです。その要綱の決定のときに回すだけです。

宮澤○そうしますと、その金額について何か基準があるわけですか。

答○金額といいますが、どちらの金額のことですか。

宮澤○損害賠償の額でも、弁護士報酬でも。

答○損害賠償の方は、もともとそれは訴訟で決めるのと和解とあると思うんですけど、訴訟の場合ですと判決でです。それから全然関係ないですが、普通の和解の場合は和解と個別の内容によってそれぞれ法律に決められた金額がありますから、それと財政課とうちの弁護士の意見とかによって額を定め、相手方との交渉によって決まるということになると思います。

宮澤○その予算はどのように計上されるんですか。その予想はなかなかつかないものでしょうか。

答○それはそのつど予算計上しなければならぬわけですが、予備費でやるか予算計上をそのためにするかは、ケースバイケースで判断することになります。

宮澤○それは予算計上するのが普通ですが、それとも予備費で処理するのが普通でしょうか。

答○最近予算計上するのがだんだん一般的になってます。

宮澤○ある程度予想が立つものなんでしょうか。

答○いや、予想が立つというよりも、事件をいろいろかかえてきますと、ある程度の目安とかそういうのは必要経費みたいなもので、予算計上せざるを得ないというわけです。

宮澤○それはそうすると、例えば土木部なら土木部の費目として計上されてるといふ…。

答○そうです。

宮澤○弁護士報酬は文書課の方になるわけですか。

答○そうです。

宮澤○そうすると、問題は訴訟にまで至る事件というのは、一般社会でもそうですけど、むしろ少数なわけで、それ以前の処理がどうなされているか、ということが非常に重要なわけです。ということになりますと、やっぱり具体的な事例でお話うかがう以外によくわからないという…。

答○こちらはその辺は把握していませんね。そのつどそのつど事件があつて、それによって対応が必要になつたときに手続をするということですので、非常に個別にいろいろバラバラに対応しているというのが実情です。一つ一つのルールといったのはつきりしたものは何もないんです。

宮澤○ということは、中央で、つまり文書課で確実に把握できるものといえ、現在何件訴訟が継続しているというような程度ですか。

答○訴訟関係は全て統括して処理しています。

宮澤○現在何件…

答○現在七〇件ちょっとだったと思います。

答○訴訟ですか。七八件ぐらいです。

宮澤○七八件。それは忙しい。七八件の内分けは種類からいうと大体どういう形になりますか。

答○ちょっと集計してなかったんですが。

宮澤○去年のデータでもあれば、後で結構ですけど、まあ直観的におっしゃってどういふのが一番大きい類型になる

わけですか。

答○やはり損害賠償が一番多いです。

宮澤○損害賠償の中でも交通事故が一番多いわけですか。どういうものが多いですか。

答○国賠関係ですね。

宮澤○関係する部局としては、もつとも多くその事件をかかえているところはどこですか。

答○数の大きい部局といったら、やはり土木部、特に道路関係ですね。

道路関係と警察関係と教育委員会関係、この三つが一番多いですね。

宮澤○そうしますと、それぞれの部局で処理されるということですから、例えば土木部では紛争があったときには一般にはどう処理をすることになっているかという、もう少し絞った一般的な存在をお教えいただいて、その後で、私はどうしても新聞記事しか知らないものですから、○高裁で判決のあった交差点の事例ですが、この場合には交渉がどのようなになったのかというお話を後でいただければ、と思うんですが。

まずは土木部でこういう紛争というのは誰がまずどのようにコンタクトすることになっているのか、というあたりからお教えいただけますか。

答○土木部の中には私どものような道路補修課ですとか河川課とか、それぞれ法律に基づく事務、まあ、法定外もありますけど、そのような事務をやっている課が窓口となります。県道に関するものであれば道路補修課とか、そういうところが窓口になっております。

宮澤○組織図(省略)を見ますと、土木部の中が総務課の他に用地課・道路建設課・道路補修課・河川課・河川開発課・港湾課・砂防課・公園街路課・下水道課・空港鉄道整備室ということになっているわけですが、この中で苦情が持ち込まれたりという形で窓口になれるのは、用地課から下水道課までぐらゐの範囲というふうに考

えてよろしいんでしょうか。

答○各課の事務は、まず知事の権限を分掌させること、すなわちそれぞれの部局という内部組織にまず分配するということです。事務を分配した中で、今度はそれを決定する権限というのは決裁権限ということになります。組織として行政の中でまず事務を誰が決めるかということ、二つの要件がシステムの重なって意思決定され、訴訟の事務というのが決まってくるわけですね。それからこの中にいわゆる行政組織規則といわれる訴訟の事務を決めたものと、決裁規程という権限を定めたものがあり、これに基づいて各部局がその仕事なり事務を処理し、決定することになります。それは部長とか課長とかに知事から組織的に仕事の重要度に応じて事務と権限が降りてくる、ということになるわけです。

宮澤○それでは、土木部では、例えば道路補修課に何か苦情がくると、道路補修課にもちこまれる紛争というのは主としてどういう類型になるんですか。

答○道路補修課の出先ですね、これが土木事務所という組織がありまして、道路行政に関しては一三の土木事務所に関係があるのですが、そこが道路の管理をやっているということで一番最初の直接申し出があるのは土木事務所に対してです。それによって所長が、この事案であれば道路補修課の管理係に相談する必要がある、というものについては、例えば、道路管理瑕疵に起因する事故であれば土木部長への事故報告書を提出する、ということです。

宮澤○それは書式が決まってるわけですか、事故報告書というのと。

答○はい。

宮澤○それは④のものを。

答○いや、一応は事務取扱いをいくつか挙げておりまして、まあその中にこういう類のものは報告しなさい、とい

うようなものは明記しておりますけどね。

答○これの七番から…

宮澤○これは何というものなんですか。

答○「道路占用事務取扱要綱」です。

宮澤○というわけで、そのまだ土木事務所…

答○それは組織表の中にありますけれども。

宮澤○ええ、下の方にずっと載ってますね。一二と書いてますね。

答○先程「三」と言いましたけど、一二土木事務所と〇〇港管理事務所というのがあって、そこも道路管理してまして、一部、それで合わせて一二と。

宮澤○はい、わかりました。

それで、その土木事務所の所長の段階でまず最初に裁量が働くわけですけど、所長限りで処理してしまうということがあるわけですか。

答○ええ、そういうことはあります。

宮澤○それは何か苦情があれば直ちに…

答○いや、何もかもということはありません。所有権の争いでしたら全て報告がありますが、だからこれは管理瑕疵につながるような事案であるということを経営所長が判断した場合は、その要綱に基づいて事後報告をするということですよ。

宮澤○そういう場合は、報告すべき事例にあたるかどうかということの判断を助ける意味で、何か資料のようなものとかマニュアルのようなものとか、基本のようなものとか、そういうようなものはあるわけですか。

答○いえ、それはいいですね。

宮澤○それはそうすると、土木事務所長ほどの経験があれば自ら判断できるだろう、というぐらいの感じなわけでしょうか。

答○はい。

宮澤○例えば道路補修課なりその中の管理課なりで、こういう場合にぜひ報告しなさい、というような指導をしているとか、マニュアルめいたものを作っておられるとかいうことはないんですか。

答○こういう事例については報告しなさい、とそういう類の文書は出しておりませんけど、通常の道路管理にこういう管理にもいろいろあつて、だから「パトロールがこういう点について重点的にパトロールして下さい。」とそういう類の通知文書ばかりですね。

宮澤○その管理課なりあるいは土木事務所全体からみて、これはもっと早めに相談してくればこんなにこじれなかったのに、と、思うような場合というものはありますか。

答○そういう事例はないですね。これはひよっとしたら賠償に発展するかもしれないというのは、全て報告されていると思います。

宮澤○そこで報告がきたとしますね。その先はどういうふう to 処理されることになるわけですか。

答○そうですね、全て事件につながるものじゃないですし、ひよっとしたらこの事件は危ないな、というものはありますけどね。その分につきまして、ある程度期間を置いて相手からの請求を待ってますけど。

宮澤○それは、その段階になると処理は管理係に移るわけですか、土木所長限りで処理するのではなくて…。

答○いや、権限は道路補修課です。

宮澤○そうですね。

答○先ほど言いましたように、損害賠償は全部議決事項なんです。土木事務所だけで処理はできないんです。

ですから、あくまでも正式に和解契約として支払いをするという法定手続をするとなれば、どうしても議会の議決がいりますので、当然本庁の所管課に上げておかざるを得ないわけです。土木事務所長限りで事故対応はできても、実質的な解決というのとはできないわけです。

宮澤○なるほど。

あとは全部こちらの方に引き上げられて、そうすると法制上の処理をにらみながらということになりますか。相手方の対応も、つまり交渉という意味での対応も、そうすると管理係でなさることになりますか。

答○道路管理に関しては。

宮澤○道路管理に関しては。要するにこの問題についてはですね。

答○ですから、例えば子供が河川に落ちたとかいうような場合なら、河川課に行くと、道路なら管理係、と、そういう……。

宮澤○わかりました。

答○中には何でも言うてくる方がいらっしゃいますから、事実を確認しましてそれが被害者本人の不注意により生じた場合に、その場で解決する場合もあるわけです、本庁までこなくてもね。土木事務所限りで解決する場合もあります。

宮澤○つまり、説明して納得すればそれで終わるということですか。

答○あくまでも賠償を払うという前提で話をすることになれば本庁の方で処理しますし、トラブルを具体的にいろいろなケースに応じて説明するなり、例えば道路なら道路を直すとかするわけですね。実際に損害賠償を前提の話となればどうしても限界があるんです。

宮澤○ということは、損害賠償という名目にせず、例えば見舞金だとか適当に、道路を直すとかいう形で処理するということもある、ということになりますか。それで向こうが納得すれば。

答○見舞金は別として、穴ぼこがあるとか、通常安全柵が壊れておるとか、そういうもので直接管理している土木事務所に申し出があつて、現場に行つて簡単に復旧できるものとか、当然しなければならぬものについては業者に委託して、そういうことで対応します。

宮澤○それで、相手方がそういう形では納得しなかつた、と。また、そういう形では官庁としては対応すべきではない場合だ、ということになったとしますね。そうしますと本格的に損害賠償をにらみながらの交渉になると思ふんですが、そういう場合に、もう相手方の側に本人さんとか別に弁護士がついているということは増えつつあるものですか。それとも大してないものですか。

答○最初から弁護士さんが出てこれるというケースはほとんどないですね。

宮澤○どういう形になると...

答○やっぱり直接本人とか親戚の方、そういう奥さんとか、そういう方が申し出をしてきますけど。

宮澤○その弁護士のつきそうな事例というのは、なんとなく予想がつくとか、そういうことはありますか。

答○それはないですね。やっぱり弁護士さんに相談されようが、それ相当の報酬等がありますから、やっぱり直接こちらの方に申し出ますね。

宮澤○そういう場合に、金額が一つの争いの内容になると思いますが、相手方が要求している賠償額が果たして妥当なものかどうか、その前提として当方に責任があるか否かという判断があるわけですが、軽い責任がある程度はありそうだと、例えば損害賠償の額については内容的に判断しなければならない、ということになったとして、どういう基準で相手方の主張が妥当かどうかというのは判断するんですか。

答○過去の判例集ですね。

宮澤○それはどういう形で出てるのですか。様々にありますが。

答○「ぎょうせい」ですか、あの辺から出ておりますね。

宮澤○それは道路の管理についての判例集ですか。

答○はい。うちの過去の事例を見まして、この判例に類似しているということであれば、それで話し合う、と。そしてそれにも応じないような場合とか、判例もない事例があるわけですね。今までの事故にもそういうものがありまして、そういうものについては訟務担当係に相談に行くということになります。複雑な事故であれば、今申しましたように顧問弁護士さんに相談というかっこうで進めます。

宮澤○次に、その道路補修の観点からみて、向こう側が和解を望んでも当方としては和解できない、ある程度判決が欲しいと考えられるような場合、というのはどういう場合なんですか。つまり、非公式に処理するわけにはいかない。この事件はやはりきちつとした手続をとるべきだ、というふうに思われる場合。場合によっては、これは地方自治全体にかかわる問題だから断固判決を、と、頑張る自治体もあるわけですね。

答○原則論からいいますと、やはり法的に責任があるのかないのか不明なものについては、裁判という形で正しい判断をもらう必要がある、というのが基本的にあるわけですね、企業などの場合ですと、話し合いで解決すれば真実かどうか、法律的に正しいかどうかという問題とは別に、トラブルを双方でいつまでもまづい思いでやるのはいかん、という考え方がありますね。そういう場合は、当然責任があらうがなからうがある程度話し合いで処理しなければだめだ、ならば、それ相応の金を出して解決をはかる、ということがあるわけです。ところが、行政の場合は、やはり筋を通さなければいかん、ということがあるわけです。したがって、責任があるかないかが重要でして、相手方が強く言ってきたとか、相手方が譲らないから支払うとか、そういうことはで

きないわけです。だから、やはり法的に明らかにならないような非常に難しい事件というのは、基本的に曖昧に支払えないという立場があるわけです。

宮澤○ということは、争いが損害賠償額、つまり損害の額をめぐっての争いでなくて、その前提の…

答○両方あります。額の問題もありますし。

宮澤○ああ、そうですか。額もあるんですか。

答○額の問題も、その妥当性を疑うような額は出せない、ということと、法的に責任がないから出せない、という二つがやはり問題となるわけです。どうしても立場が違えば、相手方は自分の主張しか言わないと、やはり先ほど言いましたような解決の仕方では読めるということではできないわけです。基本的にはやはり、筋が通ってその責任があると明確に判断されてこそ責任の問題になるわけで、行政は、個人的にその人が気の毒だとか、強く言うから払うとか、そういう立場での交渉はやはり法的に不可能なわけです。それだけ融通がきかないという…。

宮澤○それでは訴訟になったとしますね。裁判所の和解勧告があったという場合でも、判断の仕方は同じですか、一応法廷で争ったということで、その段階で和解したとすると。

答○ですから、県の場合、基本的には、裁判の場合には、和解にはなるべくのらないという方針になっているわけです。やはり和解するというのは、それは裁判所の勧告であって議会にはもう一回かけなければいけないというところから、よほどのことがない限りは和解はありません。ですから、よほど明確に責任があつて、もうこれは裁判しても絶対に負けるということがはっきりしている場合くらいです。

宮澤○まあ、一応裁判までいったと。ある程度やるべきことはやったので、この段階で和解しても議会に対して言いがつくんじゃないか、というようなことをおっしゃったというところもあるんですが。

答○そういうのは極めて少ないです。はつきりいいまして当県の場合はやはり明確に決着をつけてもらうという方

を重要視しています。

宮澤○今日の新聞報道によれば、○○市側が和解したみたいですが、あれも何となく最後までがんばるのかなと思つてたら……。

答○その辺はある程度高度な判断の必要がある場合、そういうような形の場合もないことはないんですが、大体うちの県の場合、原則的に和解という曖昧な結着はよろしくない、と考えています。住民に対する説明の上でも。

宮澤○それから、他の自治体で二、三うかがったんですが、河川によつては県とか市に管理の責任があるのか、国に管理の責任があるのかはつきりしないような場合もある。そういう場合に、本当は国なり市であれば都道府県に責任があるといいんだけど、どうもいいにくい、と。それでなんとなくすべき主張をしないで訴訟となつて、歯切れが悪い弁論を展開して、しょうがないからどつかで和解しよう、というようなものもないではないんですけど。責任が誰にあるのか不明であつたり、幾つかの主体に責任が重なり合つていた、というような場合は、非常に処理が困難なのではないかと思うんですが、例えば、県の場合であれば、実は管理の責任は県じゃなくて国にあるんだとか、あるいは請け負つた業者にあるんだとかいうような形で議論、弁論を展開する、というような場合はかなりあるものなんでしょうか。

答○国との関係ですね。後でまたお話すると思うんですが、機関委任事務という関係があつて、これについてはいわゆる法務大臣の権限法に関する規定がありまして、指揮下にあつてその指揮によつて対応しなければならぬという法的な制度があるわけですが、そういう関係から、国との関係というのは極めて事実上の訴訟の上で、密接な協力関係をもつてやらなければならぬ、という立場にあるわけですね。特に県は市なんかと比べて機関委任事務が非常に多く、国との関係は非常に密接で、お互いに助け合わなければならない関係にあるわけですね。ですから、そういう場合に国も被告にもつていくというようなことは非常に難しいのは確かです。

宮澤○道路の補償の關係でいいますと、例えば、○○市さんの場合にも、あれはガスですけど、企業との求償關係をどうするかとか、その責任の割合はどのくらいあるとか、厄介な問題があるわけですが、道路の場合も似たような問題が発生するんじゃないかな、という気がするんですけど。

答○県道ですけど、道路補修課と道路建設課というのがあるわけですね。これは、県道を改良するという場合は、道路建設課が主管なんです。そして出来上ったものを道路補修課が維持管理していくというシステムになってまして、そういう道路建設中の事故の場合、これは道路建設課が対応するということなんです。

宮澤○それで、その後には生じた？

答○管理中のものであれば道路補修課が対応すると。

宮澤○そういう場合に、県とそれから管理中に企業が関与するというのは、どういう形ではわかりませんが、きちんと補修しなかったとかいうことはあるんじゃないでしょうか。問題としては、業者と県の両者が被告になっているというような場合はあるわけでしょうか。

答○業者に道路事業を請負わせている場合ですか。

宮澤○それですと、仮に負けた場合に、例えば県が企業に対して求償すべきかどうか、というような問題が発生する、そういう種類の事案というのはあるものではないでしょうか。

答○管理計画からいいますと、ほとんどないですね。道路管理はもう道路ができた後のことですから、それはもう地方公共団体が設置した道路というものの管理の問題になりますので。

宮澤○昨日、ある市でうかがったのは、要求（求償）しようと思ったら倒産してしまっていた、ということもあって、そういう場合はどうするんだろう、という。つまり、そういう問題というのはかなりあるんじゃないかという気がしたんですけど。

答○道路の場合は、例えば道路ではねられたときに、もともと車を運転していた人と、信号に瑕疵があったということで、県と運転していた人の両方を被告にするということはありませんけど。企業と共同責任があるという形の訴訟はないと思うんですが。

宮澤○それではせっかく具体的な事例がありますので、お話をうかがいたいと思います。これはもう七年前になるわけですが、この新聞報道によれば、県道の交差点で少年運転のライトパンにはねられて亡くなった。しかも、これは少年が運転・盗難車で信号無視という重なるわけですが、この事案で県を相手取って交渉が始まったというのは、例えば事故発生後どれくらいたつてからなのか、その場合にどういう形で要求されたのか、その辺り、さしかえない限りでお話いただけるのであれば、非常に具体的な事例ですのでわかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

答○この件でございますけど、これは現在最高裁に上告されておるのですが、この事故は非常に気の毒な事故でありまして、言われましたように昭和五五年四月二五日午前〇時三〇分頃、盗難車で少年が運転しておったというところで、当初はその被害者と加害者と車の所有者で示談がされておったのですが、家庭的にも非常に複雑な少年ばかりで資産的にも能力がない、と、そういうことで保険だけがおいてるんですね。そういうことで要求通りの金が請求できなかった。それでたまたま事故現場が県道と交差していた。どっちも県道なんですけどね。その交差点の事故だったと。で、原告の訴えは道路が欠陥であるということで、管理をしている当県を相手取った裁判ですね。その交差点が欠陥であるとして、訴訟がボンと出てきたというもののなんです。

宮澤○いつ訴訟提出があったんですか。

答○昭和五五年二月二六日ですね。

宮澤○ということは一年経ってない、八ヶ月ですね。その間県に対してなんら交渉らしい交渉はなかったわけですか。

答〇はい。

宮澤〇こういう事故がありましたというような報告は、当然、道路補修課の方にも上がってきてないというわけですね。

答〇はい。それで当時担当しておった者が新聞の記事を見ましてね。それで土木事務所の方に照会はしたらいいですけど、そこでもそういう話は全然聞いてない、と。

宮澤〇いきなり訴訟がくるというのは、ある意味で異例の場合だと思ふんですが、そうしますと、どういふふうに機構が動くんですか。全然予期してないわけですね。

答〇ですから訴訟が提起されますと、訴訟の対象となっている事務はどこで所管しているかということで、先ほど申し上げたように、その事件に係る事務を所管するところ、道路補修課の方にその事務がいくわけです。そこから手続上は応訴の決裁ということ、要するに、訴訟された場合は攻撃防御しなければならぬわけですから、そういう一般の体制によって手続をするわけです。

宮澤〇そうすると、この場合には交渉らしい交渉はないですから、そうすると…

答〇通常のそういう訴訟の事務に即移行してるわけです。

宮澤〇ケースとなる事件としては、あまりおもしろくないですね。

答〇それで特に拳がってましたけど、あまり意味がないのではないかと申し上げたのです。

宮澤〇いや、これは原告の側に勝ち目ないですよ。事前に何かいろいろあったんじゃないかと考えたものですから。

しかし、これは原告の側に勝ち目ないですよ。しかも県との関係では、というにもかかわらず、まあ、これは相手方に聞いてみないとわからないですけど、これだけ長期間争うという相手方の意図ですね。

答〇まあ、この方なんですけど、お父さんが交通事故で亡くなられておるわけです。それでこの死亡された方も

交通遺児だったわけです。そういうことで、我々の推測なんですけど、ちょっと訴訟の中でも入ってきたんですが、交通遺児の会がバックアップしていると。だから交通戦争に対するものを、道路補修課にもってきいているということですね。彼らは交通遺児の会の運動の問題の一つに挙げている、というようなことをちよっと聞いておりますけど。

宮澤○この道路瑕疵について交通遺児の会とか、要するに社会運動が背後にあつて運動として訴訟を起こす、という経験はこれ以前におありだったわけですか。

答○ないですね。

宮澤○県全体で何かそういう一種の社会運動的な訴訟というものは他にもあるんですか。

答○それはいわゆる公害訴訟関係と、それから住民訴訟関係と、その二つぐらいですね。

もともと道路の場合の瑕疵とかなんかで損害賠償を請求するのは、まさに遺族が補償を求めるとか、その補償そのものが目的なわけで、運動というような形での訴訟というのは極めて少ないわけですね。

宮澤○この場合でも七年前に事故が起きて八ヶ月後に訴訟が起こされてますから、訴えが提起されてから六、七年になるわけですね。その間それなりの訴訟費用をとってかかっているわけで、弁護士報酬もあると思うんですが、この事件の原告側の弁護士さんというのは、その運動に携わっている方なんですか。ただ弁護士報酬なしでやっておられるんですか。

答○この弁護士さんは東京の先生で、ですからこれは私達の推測なんですけど、弟さんが○大学の法学部におられて、そういう関係で手弁的な運動ということで、向こうの弁護士さんは動かれていますけどね。だから非常に裁判も長びいてましてね。交通費とかそういうものにおいても大変な金だと思ふんですけど。

宮澤○これ、もうからない訴訟だと思ふんですけどね、客観的にみて。だからそういう意味では非常に異例な人で、

つまり向こう側にとつてもある意味では交渉の余地がないわけで、訴訟自体に意味があるわけですか。

それと、もう一つ探し出したんですが、八七年二月六日の〇〇新聞なんですが、〇〇高校の教諭が県と校長を訴えたというのがあるんですが、自主研修を欠勤扱いしたのは不当だ、という。これはまだこういうものであれば、県職員ですからいきなり訴訟ということはないんじゃないか、という気がするんですが……。

答〇ええ。それは途中の過程ではいろいろ話があったようですが、どちらにしても手続なり法的な考え方に相違がありますから、説明しても納得しないということです。研修が認められるべきだ、というのと、いや、これは認められない研修だ、という、双方が平行線ですので、その平行線を説明したからといってどうなるものでもないわけです。それは一方がその主張をして、もう一方もそれを譲らないとなれば、もうあきらめるか訴訟になるかということで、それで訴訟になったということです。普通の平行ではなくていわゆる労使関係の事件です。

宮澤〇人事案件で、県の職員が県に対して訴訟を提起するというのは、おおむねそういう性質だから、交渉でどうこうということにならないと。

答〇ええ、そうですね。自分の主張を貫くためにそれを要求しているわけですから、その要求を管理者側がきちつと認めないと、そういう関係というのは基本的にどうにもならないわけです。

宮澤〇先ほど、もう一つの多いのは警察を挙げられたわけですが、これはどういうことですか。

答〇警察の場合は、警察官の取締まりとか、犯罪としての逮捕の過程とか、あるいは不当逮捕にかかわるものばかりです。

宮澤〇そういう問題で一般市民が県を訴えるというのはあるんですか。

答〇例えば無罪となったりとかしますね。逮捕されて私はそういうのでひどい目に遭った、とか、あるいは逮捕の

ときに暴力をふるわれて怪傷をした、とか、そういった警察行為のそういう関係のトラブルです。

宮澤○それが先ほどの例でいいますと三大類型に挙がっているわけですか。

答○ええ。ですから、件数は多いわけです。

宮澤○現在何件ぐらいあるわけですか。

答○ちよつと件数までは記憶してないですけど…。

宮澤○他のある自治体へうかがったときに、「どうしてB県を調べないんですか。たくさんありますから。」と、言われ、全然知りませんで、すごい恥をかいて帰ってきたんですけれど。

答○確かに件数は全国でもかなり多い方の部類に入るんですね。

宮澤○それは、都道府県知事会かなんかで統計をとったりするわけですか。

答○いえ、都道府県知事会では統計をとってはいないんですが、例えば会議がありまして、その一〇府県の中で会議で何かそういった話題が出たりしますので、そういう時にどのくらいの件数でどのような取扱いをされているとか、というのは情報交換をしているわけです。その中で当県はかなり多いというのは、皆認識しているというんですがね。

宮澤○その一〇大府県の会というのは、一般的な知事レベルでの情報にとどまらず、例えば法務担当者レベルの…

宮澤○そういうのもあるんですか。

答○我々だけで出席して、いろんな事業の問題を検討したり、そういった情報交換するわけです。

宮澤○そういうところで、なんとなく大体同規模の大きな自治体での処理の仕方が標準化されてくるとか、そういうことはないわけですか。

答○私が聞いている限りでは、先生のおっしゃっているようなシステム化というのはあまりないですね。どちら

かという個別対応でやっておると。ただ、予防法学的な面でそういうシステム化をはかるというような話は、さつき申しましたようにちよつと出てはいるんですけども。もともとこれは本来業務でないという考え方なんです。こういう事件というのは本来普通の仕事ではなく、これはやむを得ない仕事だと。

宮澤○これは行政ができるわけではないし…。

答○事業を推進するという問題でなくて、まさに個別やむを得ざる結果としてその事件が起こったということで、事件の対応として処理するという、そういうどちらかといえば対症療法的な消極的な形でしか対応してないというのが、どこの県でも実情だと思っんです。

宮澤○土木関係あるいは道路補修関係で同じような意思交換の会というものはあるものなんです。訴訟関係あるいはもっと広く道路の瑕疵について。

答○いえ、ございません。一般の道路管理については道府県の会議というのがありますけど、道路に関する管理というものについて、まあ、その中に損害賠償も含まれるんですけど、あまり専門的でないからそういう問題はあがりません。

宮澤○話題が変わりますけど、県の車両の交通事故というのはかなりあるんじゃないかと思うんですが、そういうことではないんですか。

答○それはそれぞれの部局で…

宮澤○例えば、土木部で使用している車輛であれば、交通事故であっても土木部でやるということですか。

答○それは総務部の方が対応してるわけですね。職員のですか。

宮澤○ええ、そうです。もちろん公用の車輛の話ですが。で、その場合に自動車ですから保険で、先ほど言ったように一、五〇〇万円まで自賠責がありますから、それである程度カバーできると思うんですが、それ以外に任意

保険というのは入っているわけですか。県の場合はほとんどないですか。

答〇入っていないですね。

宮澤〇あるいは地方自治体・市町村ですと、その市町村だけの保険があるらしいんですが、都道府県レベルでそのよ

うな保険があつて入っておられるとか、そういうことはありますか。

答〇もともと自賠法上は、都道府県は入らなくてよかったんですけど、それが法が改正されて一応入ることになりましたけど。もともと訴訟は無過失責任であるため非常に厳しいということと、よく負けるということで、道路保険というのに入る、入らないという議論はあつたようですけど。

宮澤〇入っておられない。

答〇入っていないです。ですから任意保険は一切入っていないんです。

宮澤〇県として入っている保険はないんですか。

答〇いや、病院がちよつとありますけどね、病院事故だけ。

宮澤〇学校事故の關係はどうですか。

答〇学校事故は特別法がありますので。以前は学校安全会法というのがありましたが、今はちよつと法律が変わつてると思うんですけど。これは学校に限定していますけど、その事故については学校の設置者が掛金を掛けてそういう災害の補償をするというシステムがありますけど、一般の事故について直接的に県が保険に入ることにはちよつと異例ではないかと思ひます、特別に必要な場合は別ですが。

宮澤〇それで、その保険でカバーできる範囲であれば、損害賠償、つまり損害賠償ということは要するに責任があるということですが、何割あるにせよ、そういう名目でお金が出ることになつてもまあやむを得ないと、比較的判断が甘くなるということはあるわけですか。そういうことはない。

答○それは全然ないです。割合そういう損害賠償というのはシビアなんです、そういう責任については明確にするという…。

宮澤○ということは、例えば医療過誤と交通事故については、まあ自賠責の範囲ですが、保険があるけれども判断の仕方については同じだということですか。

答○ええ、そうです。

宮澤○もつとも、交通事故の場合はあんまり実際の…

答○ええ、それはもう直接的には保険会社の方が払いますからね。こちらの方がどういうことは全然ないわけです。宮澤○医療過誤の場合は、事件の処理まで、つまりその場合の弁護士さんは保険会社…。

答○いえ、県の弁護士の先生…。

宮澤○こちらの方にいらっしゃるんですか。

答○保険会社が支払ってくれますから。ただ、基準がありまして、保険会社の基準以上には払えません。

岡本○任意保険に入っておられない理由をお聞きしたいのですが。やはり事故件数が少ないからなのでしょうか。

答○そうですね、道路の場合事故がないとは言いい切れませんがね。

答○入ってないというのは、いろいろ材料的な制約もあるわけなんですけど…。

宮澤○こういうことですか。損害賠償は年間いくら入っておられるか、まあ金額は別として、その金額、現在の程度であれば保険に加入するとむしろこちらの方がコストが高くつく、というぐらいのものですかね。あるいは、まあひよつとするとあまりそういった厳密な計算をされたことがないかもしれないですけど、しかしそれなりの検討はされたわけですね、先ほどのお話をうかがいますと。

答○過去にあったらしいですけど。去年ですが、一応保険会社にどうですかといってアタックしたんですけど、賦

られましてね。

宮澤○引き受けないんですか。それは保険会社からみて危険が大きいからじゃないですか。

答○理由はわからないんですけどね。

答○もうからないということでしたすね。

答○全国的にみても当県は事故が多い県なんです。ワースト県なんです。まあ、そういう意味かなという気もするんですけど。

答○事件が非常に多いんです。権利意識が非常に高いということなのかどうか、ちょっとよくわからないんですけど。

答○交通事故の件数が、管理瑕疵の有無にもかかわらず多いもので、そういう感じもするんですけど。件数も多いし、権利意識も高くて訴訟も件数も多いと、○○県でもそういう具合に言いますし、国の方でも○○法務局管内は非常に事件が多いというんです。人口に比べてということは、それだけ権利意識が高いということにもなるのかな、というような話もよく出るんですけどね。

岡本○事件のほとんどが自賠責の範囲で終わってしまうのですか。

答○いや、そうでもないです。ですから、それを超える部分は議会の議決がいるということになるわけですね。

宮澤○つまり、数が多いけど、それほどまでに不便はないわけですか。それとも……

答○そうですね。そういう形で処理されますから。

宮澤○これは交通事故の処理の研究会で発表されたことですが、○○地方で特に多いのは、同じ事故でも外形が同じでもそれに対する保険金の支払いなんかがすごく多いというデータで出ました。それから医師の方も病院からの請求も格段に高い、というふうにいわれていますが、その、権利意識云々の前に、少なくとも利益に対しては

敏感であるということは間違いないですね。

答○それは訴訟件数でも実証されてます。

宮澤○それは、だから法意識が高いとかどうかは別としてね、そういう意味でも道路の補修についてだってもうすぐふっかけてくる、というのがありそうな気がしますけどね。

答○それについては先ほど言いましたように、このことで賠償金を払う以上はやはり理屈がきっちりしていなければならぬ、ということとで厳しく対応しているということですね。

答○賠償金を支払うためには、あくまでも責任が必要ですからね。まず最初に管理瑕疵があるかどうかそれが問題です。責任があるとか、あるいはありそうだということになったら、向こうも訴訟をしてくるでしょうね。

岡本○交通事故の損害賠償の基準についてはいかがでしょうか。

宮澤○つまり相手方の請求が、これがまっとうかどうかというのを、こちらで判定する場合の基準ですね。

答○過去の判例です。

宮澤○交通事故の場合はどういう文献ですか。先ほど道路の瑕疵：

岡本○第一法規の交通事故のものなんですか。

答○ええ、そうです。

答○大体積算された表がありまして、その表で大体どこに当てはめるかというのはわかりますからね、それでやっていますけどね。で、まあ、いろいろ微妙な問題、例えば慰謝料の問題とか、非常に裁量の別があるところがありますね。そういうのは事故を当たって、それと横並びで、あの事件のときは大体慰謝料はこのくらいだから、それと大体同じレベルで、ということになりますね。これでもわからないような場合は弁護士の見解を聞いて、こういうケースだったら大体今までの判例からいったらどのくらいの慰謝料の額でいいですよ、という

ことになるわけです。一番問題なのは慰謝料なんですね。慰謝料の判断は非常に難しいものですから。それ以外は、いわゆるこの人がどの程度の年数働けるかと、今いくらもらっているか、ということさえわかれば、あとは自動的に計算できますけどね。あとは慰謝料を誰に払うかということ、誰と誰が慰謝料の対象になるかということ、金額ですね。

岡本○過失相殺についてはどうですか。

答○過失相殺の問題も難しいです。ですから過失相殺の問題も、客観的な意見、例えば弁護士の見解を聞くということになります。

岡本○市販されている弁護士会、日弁連の算定基準とかがあると思うんですけど、これについては参考にされているのですか。

答○あれも参考にしています。先生なんかの判断されるのはそういうのが中心になってますので、それが当然入ってます。

宮澤○損害賠償という名目では払えないが、補償、あるいは見舞金という名目でなら払える。こういうことはあるんですか。

答○いや、事故の場合は損失補償なんてのはありませんので、まず考えられませんか、見舞金といったらその理由を説明するのが難しいので、見舞金がないということはないんですけども、ちよつとそういう扱いというのは難しいわけですね。

宮澤○他の自治体で道路建設等の場合ですが、周りに建っている家にヒビが入ったという苦情がきた、と。本当に入ったのかどうかわからないけれども、まあ、これは正当なその道路建設業務に伴って生じた被害だから……

答○それは今問題にしました事業損失、あるいは損失補償と損害賠償との間の問題ですか。

宮澤○その間がはっきりしない。

答○議論になっており、いろいろ判例が出てまして、それから阿部先生もこのことについていろいろ説かれていまして、勉強させてもらってるんですけど、このことは非常に問題となってる所です。

答○いや、それはやってるんですか。

答○事前調査・事後調整。

答○損失補償で扱ってますね、ほとんど、

宮澤○つまり、そういう形で処理しておけばまあ、法的に大事にならずにすむから……。

答○ですから、処理する場合は損害賠償ではないですから、一種の損失補償と考えてます。

宮澤○つまり、本来損害賠償なのにそっちの方に流れ込んでいるということはないんですか。

答○その辺は、国の方が、損失補償として考えていいのではないかと考えていますから、それにのついてやっているわけです。だからそれは損失補償で出ているわけです。ただ交通事故の場合は無理だと思いますね。

宮澤○それはまあ、そういうことはありませんけどね。

答○そういう考え方はでてない、と。

以上

(三) C 県

面接調査記録

C 県に関する面接調査は、一九八七年二月二七日に行われた。その関係者は、下記のとおりである。

回答者

総務部県政情報課法制係長

土木部河川課管理係員

質問者

西原道雄

宮澤節生

高尾英弘 (神戸大学大学院法学研究科博士後期課程)

記録

高尾英弘

テープ起こし 岡本友子 (神戸大学大学院法学研究科博士後期課程)

原稿作成

中山泰道 (同 右)

以下、面接記録の本文である。

宮澤○訴訟案件をどのように処理されていますか。まず機構について教えてくださいなのですが。

答○訴訟案件が出てきますと各課の担当課が対応します。個々の訴訟について担当課で処理できるものであれば地

方自治法第一五三条により職員を指定代理人として済ませています。

西原○通常は担当課の中でどのような方が指定代理人になられますか。

答○農政、土木など事業をやるところに多いのですが、管理係がありましてそこにいる法学部出身の方で処理できるものはやっています。少し複雑になってきますと、県の顧問弁護士はいませんが、各課で契約している弁護士さんにやっていただきます。

西原○まず組織についてお聞きしたいのですが。

答○去年まで総務課と言っていたのですが去年情報公開をするようになりましたので情報公開係ができ、その関係で県政情報課としております。それで法制係は例えば議会に出す場合の条例の審査を行っています、具体的な訴訟関係についてはあくまでも担当課で対応することになっています。訴訟の提起、損害賠償の支払などは地方自治法第九六条により議会の議決を要することになっています。それで損害賠償の支払などを見ますと、やはり交通事故が圧倒的に多いですね。和解の支払命令は地方自治法第一七九条あるいは第一八〇条により専決で済ませています。特に家屋の明け渡しや家賃の支払に付き、今回議会で地方自治法第一八〇条により軽微な事項については議会に懸なくとも包括的に専決できるようにしました。

西原○知事の専決事項と議会に懸るものとの境界は金額的にどのようになっていますか。

答○契約関係、例えば土地購入契約の場合○○県の場合でしたら条例で二万平米以上かつ七百万円以上と決まっています。

損害賠償の場合は基準がありません。以前に議会にはかったこともありましたが認められませんでした。従いまして和解でも訴訟でも損害賠償額の多寡にかかわらず議会に懸る必要があります。しかし次の議会まで待てないような場合には、事案の軽重に関わらず地方自治法第一七九条に基づき専決によることができます。

宮澤○議会の反対の根拠というのはどういうことだったのでしょうか。

答○その時損害賠償案件のほかに家屋の明け渡しや契約案件など他の事案を含めて提案したわけです。損害賠償の

ところは問題無かったわけですが、契約のところでは議会としては議会にできるだけ権限を留保しておきたい意向がありますので問題になったのではないかと思います。

宮澤○切り離して提案しようと思えばできなかったわけではないのですね。

答○それで今回家賃の請求、家賃の明け渡しの分だけを提案して通った次第です。

宮澤○法制係の任務の一つとして法令等の解釈その他法制意見の提示に関することがありますが、各担当課で訴訟を行う場合にこの意見を述べることはあるのですか。

答○訴訟に至らない場合に法制係で法律相談を行っています。訴訟になった場合は専ら各課で行い、弁護士さんを依頼しておれば弁護士さんのほうになります。

西原○法制係の人員は何名ですか。

答○五名おります。全員法学部出身です。

宮澤○いつから法制係はあるのですか。

答○それはちょっと分かりません。

宮澤○ある程度法務的機能を集約すべきだという議論は、庁内ではないものなのでしょうか。

答○確かに庁内ではそのような声はありますが、もしそうするのであれば当係の人員を増員してもらわなければ対処できませんね。

西原○貴係が条例や規則の案を作成されるわけですが、現実にはやはり各部局が起案されるわけですか。

答○はい。条例案にせよ、各部局が起案し、法制係に合議の形で来るわけです。大体最初の段階から相談にくることが多いですね。用語を含めて少なくとも形式的なことは全て当係が修正しております。

西原○交通事故はどの部局が多いですか。

答○公用車の運転手は管財課に属しますから、管財課ですね。それに各出先機関で事故が起こることもありますね。

例えば警察のパトカーが事故を起こした場合は警察のほうで起案します。

西原○弁護士費用も含め賠償額は局単位で負担するのですか。

答○大体原課のほうで算定します。交通事故の場合は過失相殺の割合など基準がありますので、当課でそれを一応当てはめて考えます。

西原○保険はどのようになっていますか。

答○任意は入っております。

西原○それは料率の関係ですか。

答○結局そうだと思います。

西原○これはかなり以前からの方針ですか。

答○ええ。当初から全く変わっておりません。

西原○議会で賠償額が変更されたことはありますか。

答○無いですね。

宮澤○県全体で訴訟は年間どれ程あったか、あるいはどのように終わったかについて統計はとっておられますか。

答○統計はとっておりません。本県では全く各課に任せておりますので、何をやっているのか分かりませんね。

西原○県がとっている統計にも現れてないですね。

答○現れてません。

宮澤○マニュアルを法制係で徐々に用意していこう、あるいは法務担当職員の研修をするということもないのでしょうか。

答○そのようなことはありません。

宮澤○各課でどのような要望はないのですか。

答○各部の担当課で要望はありますが、人員不足でなかなかそうもいきません。

宮澤○現在の責課の組織についてご説明願えれば……。

答○当課では課長一名、専任の課長補佐二名。このほかに係長以下五名の総務係、係長以下二名の文書係（うち四名は印刷関係）、係長以下五名の法制係、係長以下六名の情報公開係、係長以下四名の企画運営係で、全部で三五名です。

宮澤○法制係に長く留めておきキャリアを積んで専門家になつてもらうことを期待するようなことはあるのですか。

答○ありません。大体一般的に五年が基準になります。係長以上は二、三年で異動します。

西原○よく問題になるのはどのような設備ですか。

答○道路工事や河川工事に伴うものが多いですから、その周辺の原課から要求が多いですね。

宮澤○現在県が被告の立場におかれている訴訟はあるのですか。

答○あります。河川工事に伴う事件で河川課で去年和解したものがあります。

西原○判例の検索は原課のほうでされるのですか、それとも法制係の方でされるのですか。

答○建前としては原課がすることになっていますが、個々の資料が法制係に多くありますので相談されます。

宮澤○他に事件は。

答○係属中のものは新聞報道でもされない限り同じ県庁内でも分かりません。

宮澤○賠償額はいくらで解決しましたあるいは支払ませんでしたというような報告は法制係になされないのですか。

答○はい。

宮澤○集行的に行っている県はこの付近ではどこですか。

答○○○県です。

宮澤○逆に貴県と似たような形ではないですかね。

宮澤○○○の法務担当者の横の連絡はあるのですか。

答○あります。年二回ブロックの法務担当者の会議を開いています。

宮澤○その会議を通じて各県のやり方が平均化されていくようなことはないですか。

答○会議を通じてということはありません。会議自体はあくまでも各県で起きている問題を討議する形ですから。

宮澤○全国的なものはあるのですか。

答○文書関係、公益法人関係、法令関係について知事会主催のものが年一回あります。これも各ブロックから議題

を出し、それについて討議することになっています。その他大きな都道府県の北海道、宮城、東京、神奈川、

愛知、大阪、京都、兵庫、広島、福岡の法制担当者の会議が年二回あります。

宮澤○土木部では、損害賠償案件は管理課で扱うことになっているのですか。

答○河川に関わる事件については、河川課管理係で扱っております。

宮澤○事案についてお教え願えば幸いです。

答○昭和五五年に公共土木災害復旧事業がありまして、査定は昭和五〇年三月に受けていますが実際の工事は昭和五五年一月五日から昭和五六年三月一四日までいたしました。○○区にある○○で○○工務店が工事をして

いたのですが、その工事付近に居住している原告二名が工事により非常に大きく振動し家屋にヒビが入ったとして損害賠償を請求してきました。

請求の理由は○○工務店に対しては業者として施工に当たり十分注意すべき義務があったにもかかわらず、そ

れを怠った、県に対しては注文者として責任を負うべきであるということです。

宮澤○訴訟に至るまでの交渉については…。

答○県は因果関係について一応認めていましたが、被害者の請求額が二人で合計約一五〇〇万円（物損八五〇万円及び四〇〇万円、慰謝料一五〇万円及び一〇〇万円）と莫大でしたので折り合いがつきませんでした。

交渉は出先機関の土木事務所と被害者の間で何回も行われてました。

宮澤○この場合提示額はどれ程ですか。

一答○出先機関が計算して二人で合計一一一万円ですね。

西原○被害者は提訴のときはどれ程請求してきましたか。

答○一四九八万円ですね。

宮澤○弁護士さんはどの段階から依頼されましたか。

答○訴訟が提起されてからです。

宮澤○それ以前の段階では、法的な準備はどうなさっていましたか。

答○県職員のOBの弁護士さんに依頼を前提にお話しました。

宮澤○管理係が対応されたのはどの段階ですか。

答○事件が起きたときに報告があり、そのつど意見を申しております。協同して行っているわけです。

西原○弁護士報酬契約はどのようなになっていますか。

答○弁護士会の報酬規定の最低額をめに県で決めています。

宮澤○顧問弁護士のような方がいらしゃいますか。

答○顧問弁護士はいません。事件が起こる度に相談しております。

宮澤○その後の事件の経過をお教えてください。

答○県は工事に起因してヒビが入ったことは認めるが、その範囲については争っておりました。最初の苦情の申し出があつてから写真を撮りました。工事前は写真を撮っておりませんでした。それで口頭弁論が何回か開かれた後で裁判所から和解の勧告がありました。その前に原告の一人が亡くなったこともあり、原告の方から折れてきました。和解案も当係の揭示額に近いもので、県の実質的勝訴だと思っています。

高島○一十一万円の算定についてですが、鑑定をなさったのですか。

答○鑑定とは異なりますが、工事をした工務店とは別の工務店で見積らせました。

西原○県と工務店内部での和解金の分担はどうなっていますか。

答○公務店が注意義務を怠ったことによるものではないと認められるので、県が全額負担しました。

宮澤○一般にそのような場合には、工務店に何も要求しないものなのですか。

答○はっきり分かりません。

西原○訴訟ですので当然議会に出たわけですね。

答○いえ、和解の専決ですから後で報告書を出しました。

宮澤○これは会期中ではなかったからですか。

答○裁判所の勧告や相手方の出方などの関係で会期中でなかったことで専決処分し、事後的に報告する形にしました。

宮澤○一般的に、土木部で起こった紛争はどこで処理するのかお聞きしたいのですが。

答○事案ごと土木部各課の管理係で行います。

答○これだけ行っているわけではありません。時間的にはわずかなものです。弁護士さんにお任せしている状態です。

ね。

宮澤○弁護士費用は調整されているようですが、実際に支出されるのは貴係の財源からですね。

答○着手金、報酬金について予備費を補充してもらって執行いたします。日当、宿泊関係について報酬費というところで当係でみこんで予算を要求しております。

宮澤○管理係に配属される方はどのような方です。

答○法学部を卒業し、若干の法律的な基礎知識があるといった程度の者です。

宮澤○県OBで弁護士になられた方に依頼されていますが、そのような方はどれくらいいらっしゃいますか。

答○何人かいらっしゃいますが、○○で開業されている方は男性二人です。

宮澤○そうしますと、他の部局でもその男性二人に依頼されているわけですか。

答○恐らく多いでしょう。他に県OGの女の方もいまして、そちらにいく場合もあると思います。県の各種の審議会、会の委員に弁護士さんもらいますから県と関係のある弁護士さんの所に自然と依頼されるのではないかと思います。

宮澤○ここ数年で判決にまで至ったものがありますか。

答○ございます。昭和五八年判決の事件ですが、○○川で流下物が橋桁に堆積し洪水を起こしまして、住民から損害賠償を請求されました。

宮澤○原告は何人ぐらいですか。

答○数十人はいましたが正確には覚えていません。

他にまだ結審していない事件で○○ダム訴訟があります。これはダムの設置により従前から下流で旅館業を営んでおった原告が流径や風景が非常に変わり、風景や水を利用しながら平穏に営んでいたことを侵害したとして

逸失利益を請求する損害賠償を昭和五十六年五月に起こしました。去年の九月三〇日に一審判決が下り県が勝訴しました。原告は一〇月一三日に控訴し、第二回の口頭弁論が三月四日に開かれる予定です。

宮澤〇原告はいくら請求してきましたか。

答〇原告は夫婦二人で二四〇〇万円です。控訴審では夫のほうがり請求額も一二〇〇万円に下げました。県としては保護すべき利益がないではないかとやっております。

宮澤〇係属中のものはそれだけですか。

答〇他に二件あります。〇〇川で改修工事をした際に、そこでは老女が川に依存した生活を送っているのですが、改修前にはあった階段がなくなり、川を利用できず精神的苦痛を被ったとして慰謝料を二〇〇万円請求してきました。今一審です。

もう一件は、〇〇川で、子供が転落死した事件で今一審です。

宮澤〇二番目の訴訟の請求額は…。

答〇ちよっと分かりません。

宮澤〇県の主張としては…。

答〇初めのものは、階段はもとも無かったことと山の谷川から引いた水道施設を持っていたことで、事実と相手方の主張が異なることです。

当該施設は、農業用水井堰であり、河川管理施設ではないことを主張しております。

宮澤〇〇〇町は被告になっていないのですか。

答〇なっております。

西原〇よく勉強される法律はどのようなものですか。

答〇地方自治法、その他の行政法、国家賠償法、民法などです。

宮澤〇研究会のお世話をされているようですが。

答〇月に一回、〇〇大学の先生、弁護士さん、検事さん、裁判官のメンバーで判例研究会を開いています。先生方のご意見を拝聴している次第です。

以上

(四) D県

D県に関しては、ここで一次資料を示すことができない。そこで、データの収集・整理作業自体の記録として、関係者のリストのみを掲げておく。面接調査は、一九八七年七月二十八日に行われた。

回答者

総務部総務課訟務担当係長

同係員

質問者

宮澤節生

松本浩平 (神戸大学大学院法学研究科博士後期課程)

記録

松本浩平

テープ起こし

水野友彦 (神戸大学法学部学生)